

平成19年2月23日(金)

於：農林水産省三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会 生産分科会

第2回畜産部会速記録

農林水産省

目 次

1 . 午後 1 時 30 分開会	1
1 . 配付資料確認	1
1 . 部会長あいさつ	1
1 . 委員出席状況報告	2
1 . 農林水産大臣あいさつ	3
1 . 畜産部会の運営について	4
1 . 資 料 説 明	5
1 . 意 見 交 換	24
1 . 午後 4 時 9 分閉会	52

午後 1 時 30 分開会

清家畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから 18 年度の第 2 回畜産部会を開催させていただきます。

私、畜産企画課長の清家でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

配付資料確認

清家畜産企画課長 まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。番号を付しておりますが、資料 1 は議事次第、資料 2 は委員名簿、資料 3 は関係法令集でございます。資料 4 は畜産部会の概要、資料 5 は畜産をめぐる情勢について。これは本日、事務局の方から御説明をいたします。

あと、参考資料 1 として畜産の動向、参考資料 2 として家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の資料でございます。

以上でございます。

部会長あいさつ

清家畜産企画課長 ここからは、生源寺部会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

生源寺部会長 当部会の部会長を仰せつかっております生源寺でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは第 2 回でございますけれども、3 月にかけてこの部会として、重要な判断を行っていただくことになろうかと思えます。円滑な議事の進行に努めてまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

委員出席状況報告

生源寺部会長 今回、委員の改選がございましたので、事務局から改めて、当部会に所属する委員の御紹介をお願いいたします。

清家畜産企画課長 委員の皆様には引き続き、本部会の委員として御議論いただくこととなりますが、今回から中山委員、平野委員が本部会の委員を辞退され、新たに浅野委員、村井委員に御就任いただくことになりましたので、御紹介いたします。

まず、浅野臨時委員でございます。

続いて、村井臨時委員でございます。

引き続き、御留任いただいた委員を御紹介いたします。

本日まだお見えになっていらっしゃいませんが、追って間もなく伊藤委員は御出席されるところと思います。

次に、臨時委員の皆様方を御紹介させていただきます。

秋岡委員でございます。

阿部委員でございます。

加藤委員でございます。

神田委員でございます。

近藤委員でございます。

寺内委員でございます。

内藤委員でございます。

福田部会長代理でございます。

富士委員でございます。

堀江委員でございます。

増田委員でございます。

松木委員でございます。

萬野委員でございます。

向井委員でございます。

吉野委員でございます。

なお、今委員、木村委員、武見委員、飛田委員、森委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるとのことでございます。

続いて、農林水産省の主な出席者を紹介いたします。

まず、山田生産局長でございます。

本川畜産部長でございます。

釘田畜産振興課長でございます。

平岩牛乳乳製品課長でございます。

牧元食肉鶏卵課長でございます。

姫田動物衛生課長でございます。

杉浦畜水産安全管理課長でございます。

以上でございます。

農林水産大臣あいさつ

生源寺部会長 それではここで、農林水産大臣からごあいさつをちょうだいするところ
でございますけれども、大臣あいにく御都合により出席できないということでございます
ので、山田生産局長から御披露をお願いいたします。

山田生産局長 今、生源寺部会長からお話がありましたように、松岡大臣は国会等ござ
いまして出席できませんので、農林水産大臣のあいさつを代読させていただきます。

食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産部会の開催に当たり、一言ごあいさつ
申し上げます。

初めに、委員の皆様方におかれましては、御多用中のところ御参集いただきました
ことに、厚く御礼申し上げます。

近年の我が国畜産業をめぐる情勢につきましては、WTO交渉のほか、農林水産物
の大輸出国である豪州とのEPA交渉が予定されるなど、国際交渉がますます本格化
してきているところであります。

農林水産省といたしましては重要品目について、我が国の主張を実現させるため、
引き続き粘り強く交渉に当たる考えであります。

一方、国内情勢に目を向けますと、生乳については需要に応じた生産や消費拡大、
食肉については肉用牛増頭、飼料について自給率向上や価格安定が大きな課題となっ
ているところであり、各般の施策を講じているところであります。

また、畜産業の競争力をより一層強化していくためには、固定観念にとらわれることなく、新たな発想や創意工夫に基づく取り組みが必要であります。

このため、特許の取得や精液の流通管理の厳格化など、和牛遺伝子資源の保護・活用、耕作放棄地の放牧利用を推進するほか、肉用牛繁殖ステーションを核とした生産基盤の強化等、新たな施策に全力で取り組む所存であります。

なお今般、宮崎県及び岡山県において発生しました高病原性鳥インフルエンザにつきましては、関係府省庁と連携しつつ、食の安全と消費者の信頼の確保を大前提に、被害を最小限にとどめるため、積極的に対応してきているところであり、皆様の御理解を賜りたいと存じます。

本日は、平成 19 年度の畜産物価格等の決定に向けまして、まずこれをめぐる情勢について御報告申し上げ、御論議をいただきたいと考えております。委員各位におかれましては、今後の我が国畜産のあり方について、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。

平成 19 年 2 月 23 日

農林水産大臣 松岡利勝

代読でございます。どうもありがとうございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

畜産部会の運営について

生源寺部会長 それでは次に部会の運営につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

清家畜産企画課長 当部会の運営方針につきまして、確認をさせていただきます。

議事の公開・非公開の方針でございます。審議会の「議事規則」に基づきまして、会議は公開といたします。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益、もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができることといたします。

また、議事録は一般の閲覧に供するものとします。ただし、会議の運営に著しい支障が

あると認められる場合には、会長は議事録にかえて、議事要旨を一般の閲覧に供するもの
とすることができることといたします。

部会の運営については以上でございます。

生源寺部会長 ということで、御確認いただきたいと思います。

資 料 説 明

生源寺部会長 続きまして事務局の方から、畜産をめぐる情勢などについて説明をちょう
うだいいたしまして、その後、委員の皆様から御自由に御意見を述べていただくという形
で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

なお、本日の部会でございますけれども、4時ぐらいをめどとして進めたいと思いま
すので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

早速、事務局から御説明をお願いしたいと思うわけでございますが、時間が大変限られ
ておりますので、簡潔にポイントを押さえた説明をお願いできればと思います。

最初に、牛乳乳製品課長からお願いいいたします。

平岩牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

資料5、「畜産をめぐる情勢について」に基づきまして、御説明をさせていただきます。
座ったままで失礼いたします。

1ページは、我が国における生乳の需給構造ということで、17年度の姿を示しておりま
す。総供給量といたしましては1213万t、生乳換算で供給がなされておるところござい
ますけれども、そのうち国内の生乳によりまして829万t、全体の主に3分の2でござい
ますが、供給がされております。残りの384万tが、輸入乳製品によるところございま
す。

国内の生産のうち、482万tは飲用牛乳等向けに仕向けられておるところございまして、
そのうち吹き出しで書いてございますけれども、8割が都府県の生産によるところござ
います。

それから真ん中の赤い部分でございますが、脱脂粉乳・バターへの加工向けが218万t。
これは全体の26%で4分の1ぐらいでございますけれども、この部分は約8割が北海道で
生産をされておるところでございます。

加工原料乳につきましては価格が低いということがございまして、別途国が補給金、キ

ログラム当たり 10 円程度でございますが交付をいたしまして、再生産を確保しております。

補給金の単価及び限度数量は毎年決定をいたしますが、この部分につきまして、毎年審議会の御意見をちょうだいしているところでございます。

また、その右側に「その他」ということで生クリーム、チーズ向けに 129 万 t、おおむね 16% ぐらいの割合を占めておりますけれども、そうしたところにも国産の生乳が仕向けられております。

また、輸入乳製品 384 万 t でございますが、輸入量の 6 割以上がチーズでございます。逆にチーズという面から見ますと、国内での消費の 9 割近くが輸入品によるところでございます。

また、少し国別に見てみますと、オーストラリアが 131 万 t ということで 3 分の 1 を占めておりまして、最大の輸入元でございます。そのほかにはニュージーランドと EU が、それぞれおおむね 4 分の 1 というところでございまして、この 3 つの国、地域が輸入元の大きなところでございます。

2 ページで、加工原料乳生産者補給金制度の概要でございます。まず制度の概要ということで、目的でございますけれども、加工原料乳地域、現在は北海道でございますが、その生乳の再生産を確保するなどの目的で、加工原料乳の生産者に補給金を交付しておるところでございます。

補給金の単価は、生産費の変動等に基づきまして一定のルールで算定をしております。19 年度の補給金単価で申しますと、18 年度の単価にコストの増減率を掛けて算出をいたしますけれども、もう少し具体的に申しますと、その下にございますように、増減値につきましては生産コストの 3 年平均を用いております。分子の方は 18、17、16 年の 3 年平均、分母の方はその 1 年前の 17、16、15 年で、その比をとっておるところでございますけれども、直近 3 カ月の価格動向を反映しております。各費目の単価の部分につきまして、分子の方は直近に置きかえて計算いたします。分母の方につきましても、1 年前の同時期の単価にすべて置き換えて計算をして、比をとっておるところでございます。

限度数量でございますけれども、これは生乳の需給事情等を考慮して設定をいたします。18 年度は前年度に比べまして、2 万 t 削減の 203 万 t でございましたけれども、これは脱脂粉乳 5000 t の在庫削減を念頭に置きまして、生産者団体が自主的に需要拡大対策に取り組まれるということで、その効果も考慮をいたしまして、203 万 t という数字にさせていただいたところでございます。

右側に、制度の仕組み等ということがございますけれども、現在の補給金制度におきましては、加工原料乳の乳価につきましては団体と乳業者の間で、契約で決めることになっております。ある意味で、市場にゆだねるという形の価格の決定となっております。政府の方からは、補給金を一定額で交付するという形になっております。

その下は、近年の補給金単価と限度数量の推移を参考までにお載せしております。

3ページは、最近の生乳の需給の推移でございます。近年、需給状況が緩和をしておるということで、需給ギャップも潜在的に拡大をしておるところでございます。そんな中で、脱脂粉乳の在庫、グラフの下半分の部分の青い棒グラフでございますけれども、食中毒事故を契機といたしまして、脱脂粉乳の在庫量が、平成15年度に過去最高の水準まで増高したところでございます。

生産者団体ではそうした状況を踏まえながら、16年度から脱脂粉乳の過剰在庫処理対策、これは生産者、乳業メーカー、あるいは国、それぞれ一定の負担をしながらという形でございますけれども、輸入の調製品を国産の脱脂粉乳で置き換える形で在庫を減らしていくという対策を実施したところでございます。

しかしながら、17年度の期末在庫は7万5000tということで減ってはございましたけれども、依然として高い水準、これは適正在庫が2.5カ月分の3万5000tというふうを考えておりますけれども、その2.2倍の水準があったわけでございます。

また、バターにつきましても、期末在庫が17年度末で3万1000t。これもやはり適正在庫の2.5カ月分からしますと1.7倍ということで、高い水準にあったわけでございます。

そういったような中で18年度は、生産者団体が12年ぶりに減産型の計画生産に取り組みまれているところでございます。17年度の生産の実績の対比で申しますと、1.5%の減という形でございますけれども、それを実施しておられるところでございます。

その結果、生乳の需給については改善をされつつあることは事実でございますけれども、なお脱脂粉乳・バターについては、期末在庫が依然として適正在庫の2倍近い水準になるという見通しを、日本酪農乳業協会の方で公表されているといった状況になっております。

したがって大切な部分としては、引き続き需要に応じた生産が必要ということでございまして、生産者団体においてもそういった分析から、19年度も減産型の計画生産とする方針をお決めになっておりまして、現在その詳細について詰めておられる状況でございます。

それから4ページでございます。最近、飲用牛乳を中心にして消費が伸び悩んでいる、

あるいは減退しているという状況があるわけでございますけれども、その要因を分析しております。

基本的に、高齢化社会ですとか人口の減少というような構造的な要因もあろうかと存じますけれども、そのほかにも他飲料との競合というような要素も、大きく影響しておるかと思っております。

下のグラフで見ていただきますと、健康飲料的な考えでいきますと、野菜飲料ですとか豆乳類なんかと直接の競合もございますし、また飲み物という意味では、一定のパイの中ではお茶ですとか、このほかにもスポーツドリンクとか水も含めていろいろと商品も出ておまして、競合関係が激しくなっておるということが、減少の1つの要因になっておるかと思っております。

次に5ページで、需要に応じた生産のための生産者団体の自主的な取り組みでございます。先ほど申し上げましたように、自主的な生産者団体の取り組みということで、18年度減産型の計画生産を実施しておられるところでございます。生産量につきましては、その着実な実施によりまして、前年度と比較しまして2.5%減ってきております。

ただ、牛乳等の消費が芳しくないということで、そちらも2.5%減少するというところで、需給の状況といたしましては、なお緩和している状況があるかと考えております。

19年度につきましてもそうした状況のもとで、減産型の計画生産をされるわけでございますけれども、一番右側に20年度の状況ということで書いておるものがございます。20年度になりますと、乳業の大手メーカー3社によりまして現在建設中であるチーズの新工場が順次稼働をしていくというふうに聞いております。

そうしたことを踏まえますと、チーズの仕向けが拡大をするという要素があるわけでございます。ただ、それは20年度からということでして、脱脂粉乳・バターの過剰在庫という課題も現在抱えておるわけでございますので、19年度はやはり計画に従って、需要に応じた生産をしていただく必要があると考えております。

6ページをお開きいただきたいと思います。脱脂粉乳・バターなどと比べまして、チーズ、液状乳製品(生クリーム)、発酵乳(ヨーグルト)については消費も伸びておりますし、そうした消費が伸びるところに生乳を向けていくということが、今後消費拡大、あるいは生乳の生産を維持していくという意味では、重要というふうに考えられるわけでございます。

そうした意味で、国としましてもチーズ、生クリーム、ヨーグルト等の生乳の供給拡大

に対する支援事業を行っております。

下の模式図にございますように、基準の数量を超えるような供給については奨励金 10 円、あるいは新規の増加については 12 円といったような形で奨励金を交付いたしまして、そちらの方の生乳の生産を奨励しておるところでございます。

そうした、もともと消費が伸びる部分ということと、事業の効果ということも相まって、17 年度には前年度に比べてチーズ等、それぞれ消費が 4 % から 7 % くらい伸びておりますし、18 年度も 12 月まででございますけれども、発酵乳等をはじめとして、それぞれ伸びが見られるところでございます。

7 ページは先ほど申しましたように、牛乳・乳製品全体として消費の拡大を図る必要があるのではないかということで、関係者それぞれ連携をしながら、消費の拡大に努めておるところでございます。

団体の中では、例えば日本酪農乳業協会（J・ミルク）さんの方では「3-A-Day！」運動ということで、国民の方々に牛乳・乳製品をとっていただくような食生活をさらに身につけていただくような方向での宣伝・広告、あるいは現地研修のような形の取り組みをやっておるところでございます。

中央酪農会議の方も、「牛乳に相談だ。」キャンペーンということで、こちらの方はどちらかというと 10 代、学校給食が終わって牛乳の消費が落ちるような時期にある高校生などを中心として、やや視覚に訴えるような部分を中心にしながら、牛乳の存在感を高めてベネフィット、メリットみたいなものを、多角的に普及をするような形の取り組みをされておるところでございます。

国の方はやや学術的と申しますか、研究的な部分でございますけれども、牛乳はカルシウムの摂取源として非常にすぐれている点がございますので、そうした有利性、有用性について重点を置いて、普及・啓発を図っているところでございます。骨密度測定みたいなことですか、新商品の開発に資するような、新規用途の開拓ができないかとか、あるいは機能性自身の研究を行っております。

また言うまでもございませんけれども、各メーカーにおかれては新商品の開発、あるいはその販促みたいなことを通じまして、消費の拡大に御努力をいただいております。

また、消費の拡大という面では、このほかにも幾つか取り組みがございます。例えば輸出促進ということで、検討委員会を関係者の間で設立をいたしまして、輸出に向けての検

討課題を探ってみたり、その解決方法について検討するというを中心に行っております。

また、L L牛乳の輸出という面では、日本のL L牛乳は賞味期限が2カ月で、外国のものが9カ月程度であることに比べますと短いものですから、輸出に当たって不利になる面もあるということで、その延長ができないかどうかということについて、実証実験をしながら検討しております。

また、3月には中国の上海の方で「牛乳乳製品フェア」を開催し、我が国の牛乳・乳製品について40品目以上出品をしまして、9社程度の御参加をいただくことになっておりますけれども、そうした形での、外国での認知度を上げるようなこともやっていくことを予定しております。

またペットボトルにつきましては、乳業協会から乳等省令の改正について、厚労省の方に要請をされたところでございまして、厚労省から食品安全委員会へ安全性についての評価の諮問をされ、パブリックコメントが2月16日に締め切られまして、今それについての最終的な取りまとめを行っておられる状況と聞いております。

今後手続として、順調に検討が進んでいけば乳等省令の改正の手続、あるいは審議会で御審議を経て、今年中に制度としてはペットボトルが利用できることになっていくと考えております。

また、誤解への対応ということで、最近牛乳について、体に逆によくないんじゃないかという本も出されまして、それがかなり売れているような状況などもございますが、私もやはり牛乳は栄養学的に非常にすぐれた食品でございまして、そういう考え方からするとやや違和感があるわけでございます。

先ほどのJ - ミルクの方で、「牛乳乳製品健康科学会議」を設けまして、栄養学、医学などの権威の先生方に、科学的な見地からいま一度、牛乳の有効性、機能性みたいなものを分析していただいて、それを取りまとめ、またその内容については全国紙などでも広告するような形で、牛乳についての御理解をいただくような取り組みをしていきたいと考えております。

8ページはごく御参考まででございますけれども、牛乳乳製品、もとの生乳からこういういろんな製造過程を経まして、こんな製品がつくられるということを概念的にまとめております。御参考でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、食肉鶏卵課長からお願いいたします。

牧元食肉鶏卵課長 それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。まず、肉用牛生産の概況でございますけれども、肉用牛の経営には肉専用種、これは和牛などがございますが、子牛を生産いたします繁殖経営、それから子牛を家畜市場などで買ってまいりまして、それを育てて成牛にして売っていくという肥育経営の形態があるわけでございます。

また、酪農経営の副産物として出てまいります乳用種、乳雄でございます。また、乳用種の雌に和牛の種つけなどをして出てまいります交雑種を、育成・肥育をするというような経営の形態もあるわけでございます。

これらをあわせて、右側の真ん中辺にございますけれども、国産牛肉の枝肉ベースで見ますと50万tの生産が行われておりまして、自給率43%。大体国内で4割、輸入で6割が供給をされているという状況でございます。

次の10ページをお開きいただきたいと思います。この肉用牛の生産動向でございますけれども、先ほど申し上げました経営形態の中で、特に肉専用種の繁殖経営、子牛をとる経営でございますが、これが非常に零細小規模ということで、左下のグラフをごらんいただきますと、飼養戸数は現在7万3000戸余りということで、かなりの勢いで減ってきております。飼養頭数自体も、平成6年以降は減少傾向ということでございまして、こういった肉用牛の繁殖基盤が非常に弱体化していることが、懸念をされているわけでございます。

一方では、枝肉子牛価格が非常に高水準ということでございまして、流通関係の皆様方からは、もっと和牛なりの玉を出してくれという声があるわけでございますので、繁殖雌牛をいかに増頭していくか、国内の肉用牛生産の増大を図っていくかということが、非常に重要な課題になっているわけでございます。

このため、この右下にございますように、繁殖雌牛の増頭目標ということで、10年間で11万頭。18年度は1万頭の増頭を目標といたしまして、現在各地域ごとにいろんなお取り組みをお願いしているところでございます。

具体的には右下にございますような、優良繁殖雌牛の増頭でございますとか、あるいは放牧の推進でございますとか、各般の取り組みを、今、全国各地で取り組んでいただいているところでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。肉用牛関係の価格の制度とい

たしまして、肉用子牛の生産者補給金制度がございます。これは肉用子牛の価格が低落をしたとき、保証基準価格を下回った場合に補給金を交付するという制度になっているわけでございます。

子牛の価格動向を見てみますと、右側のグラフでございますけれども、黒毛和種の子牛につきましては、現在 50 万円を超える水準という、非常に高い水準にあるわけでございますし、また乳用種の子牛につきましても 11 万円を超える水準にあるということで、子牛の価格は非常に堅調という現状でございます。

したがって、左下でございますように、補給金の交付実績を見てみましても、平成 18 年度は第 1・四半期から第 3・四半期までで、合わせまして 7 億円の給付にとどまっているという状況でございます。具体的には第 2・四半期に発動されたのみということでございます。

続きまして、12 ページをお開きいただきたいと思います。もう 1 つ、食肉の関係の価格の制度といたしまして、指定食肉、牛肉、豚肉の価格安定制度がございます。これは左の真ん中の図でございますように安定価格帯を設けまして、農畜産業振興機構の需給操作などを通じまして、この幅の中に卸売価格を安定させていく制度でございます。

この安定価格につきましては、毎年度、食肉の生産条件、あるいは需給状況などを勘案いたしまして、再生産化を確保することを旨として定めることになっているわけでございます。

現在の枝肉の卸売価格の状況を見ますと、右下の 2 つのグラフでございますように、牛肉の場合は平成 13 年度に我が国の B S E の発生によりまして、一回大きく下落をしたわけでございますけれども、その後回復をいたしまして、現在は枝肉の価格も非常に堅調な水準にあると言えようかと思えます。

また豚肉につきましては、卸売価格についてはかなり季節変動がある商品でございますけれども、総じて堅調にあるというような状況かと考えられます。

次の 13 ページをお開きいただきたいと思います。それでは、最近の食肉全体の供給の状況はどうなっているかということでございますが、左側が牛肉でございます。これは御案内のように、平成 15 年 12 月に米国におきまして B S E が発生したことに伴いまして、米国産牛肉の輸入が停止をされたということでございます。そのため 16 年からは、豪州産の輸入が非常に大きくふえたものの、輸入量全体としては 10 万 t 程度低下した状態が、現在も続いているということでございます。

昨年夏に米国産の牛肉の輸入が再開をされたわけでございますけれども、18年の黄色い帯は、本当に見えるか見えないかぐらいの微妙な線でございますが、大体7000t程度ということで、現在大体月に2000t程度ということでございます。

これは停止前に、大体月2万tぐらい入っていたところから見ますと、まだ10分の1ぐらいの水準というような状況でございます。

こういった中で、食肉全体が右側のところでございますけれども、直近の18年の状況を見てみますと、米国産牛肉がとまったことによりまして、豚肉が16年以降、輸入量が非常にふえていたわけでございますが、代替需要が一巡したというような感じでございます。直近の18年を見てみますと、豚肉の方の供給量が若干少なくなっておりまして、かわりまして牛肉、鶏肉の供給量が回復傾向にあるというような、現在の状況でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは続いて、畜産企画課長からお願いいたします。

清家畜産企画課長 14ページ、畜産環境対策でございますが、家畜排せつ物法が本格施行をされましたのが平成16年11月です。管理基準に従った家畜排せつ物の処理というのが右の表にございますように、ほとんどの農家が管理基準に適合しているという状況でございます。

ただ、表の中でも簡易対応、5978戸とございます。これは防水シート等の簡易な対応で措置をされている農家でありまして、こういったところについて本格的な施設を整備したいという当時の要望もございまして、17年度から19年度までの3カ年、計画的に整備をしていこうということで、支援策の にございますような、1/2補助つきリース事業を使いまして、今現在も計画的にその整備をしているという状況でございます。

ただいづれにしても、今の状況は、法律に基づいておよそ殆どが適合している状況ということでございます。

それから15ページであります。家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の見直しでございます。この基本方針といいますのは1に書いてございますように、いわゆる家畜排せつ物法に基づく法定計画ということで、法律に から まで基本的な方向、施設整備の目標、あるいは技術の向上に関するようなこと、その他を定めることになっております。

平成11年に、当時策定をしましたが、見直しの背景としまして、今申し上げます

たような、管理基準がおおむね遵守されている状況になっておると。ただ一方で、生産した堆肥を地域内で有効利用するといったことが新たな課題でございます。ないし、課題の重要性が増しつつあるという状況でございます。

そういうことを踏まえて、今回 27 年度を目標年度として、基本方針を策定することとしております。

この見直しのポイント、あと本体の資料は別の参考資料 2 にございますので、後ほど見ていただきたいと思いますけれども、この策定に当たって、私どもも事前に意見交換会ということで、畜産、耕種の生産者の方々、あるいは技術的な専門家の方々、あるいは農業団体、地方行政の方々、学識者といった方々に集まっていただきまして意見交換をいたしまして、当方で取りまとめ、今現在パブリックコメントで意見を募集しておるところでございます。

その骨子となるものが、見直しのポイントにございますように、1つは耕畜連携の推進をしていくということ。それからもう1つが、ニーズに即した堆肥づくり。それと、家畜排せつ物のエネルギー利用等といった、この3点にポイントが絞られるのではないかとということでございます。

中身について、次のページで御説明をさせていただきたいと思います。まず1つは基本的な方向につきまして、資源循環型畜産を推進していくことが極めて重要でありますから、可能な限り肥料ですとか、土壌改良資材として農地、耕地に還元していくことが望ましいということであります。

そのために耕畜連携のための体制整備ですとか、いろんな情報の収集・整理、ネットワーク化が重要だと。

それから、特に堆肥センターの機能強化ですとかコントラクター、これは堆肥の散布活動等もやっていただいておりますが、そういったコントラクターの育成充実というようなこと。それと、ニーズに即した堆肥づくりの取り組みを推進していこうということでございます。

特にニーズに即した堆肥づくりに関しましては、参考資料 2 の 3 ページを見ていただきたいと思います。堆肥の品質を評価する際の、3 ページの一番上の方でございます。ここに示しておりますように土壌改良の効果といったもの、腐熟度、あるいは肥料の効果、取扱性といったものがあります。

品質以外にも、運搬・散布だとか取り扱い説明といったサービス、あるいは価格も含め

て、こういったことがニーズとして位置づけられるものだという整理をしております。

いずれにしてもこれは、耕種側のそういうニーズに即した堆肥づくりが極めて重要だということでもあります。

本体の方の資料に戻っていただきまして、これのほかに家畜排せつ物のエネルギーとしての利用という観点で、特に畜産が稠密な、家畜排せつ物が過剰となるような地域におきましては、家畜堆肥化以外の方法として、必要に応じて炭化、焼却処理、あるいはメタン発酵を推進することも重要であるということでございます。

それと施設整備の目標につきましては、従前の基本方針は、この施設整備を特に重点として、ここを視点として示しておりましたけれども、今回これについては27年度を目標としまして、処理の高度化施設の整備に関する目標ということで、整備をしていくことを掲げております。

それ以外の話で右側ですけれども、1つは技術の開発の推進ということで、低コストで実用的な技術開発を促進することが不可欠だということでございます。国なり独法なり公立の試験研究機関が、技術開発の推進に努めるというものであります。

それともう1点は指導体制ということで、こういう技術の普及指導ですとか、あるいは知識の伝達といった、人の育成、確保が重要だということでもあります。農業者みずからも、技術習得のための努力をしていただきたいということでもあります。

その他、第4の事項で、資源循環型畜産の推進という観点から、特に飼料自給率向上、また耕地における窒素収支改善の観点からも、自給飼料基盤の一層の強化を図っていくことが重要であるということでもあります。

それと、消費者等の理解の醸成という観点から、消費者、地域住民の理解を深めるために、家畜排せつ物の管理の適正化、あるいは利用の促進が、資源循環型社会の構築に果たすということ。例えば、農業以外にも家庭菜園ですとかガーデニングですとか、あるいは道路の法面、公園緑地といったところにもこの堆肥が利用される。あるいは生ごみなんかと一緒に、一体となって処理をされるといったようなこともございます。そういう意味で、社会に貢献しているという意義について、普及・啓発に努めていく必要があると。

それから食育という観点からも、「ふれあい牧場」の活用といったことも進めていく必要があるということを示しております。

本日ここでお示しして、また委員の方々から御意見をいただいたことをもとにして、私どももそれを基本方針の中に反映させて、3月中には策定して公表をしまいたいと考

えております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは畜産振興課長、よろしくお願いたします。

釘田畜産振興課長 17 ページをお開きください。飼料をめぐる情勢につきまして、御説明いたします。

まず、食料自給率の向上でございますが、政府としては食料自給率の向上を重要な課題としている中で、畜産におきましては飼料の自給率の向上を、重要な政策課題として推進しているところでございます。

このページでは、その目標をわかりやすく説明しているわけでございますが、飼料の中には牧草を中心とした粗飼料と、穀類・とうもろこしを中心とした濃厚飼料がございます。一番下の方に書いてございますが、これらの飼料全体を通じまして、現在では自給率が約24%ほどですけれども、これを将来、平成27年度目標といたしまして、35%まで高めていこうという目標を掲げております。

粗飼料と濃厚飼料は、飼料全体の中で約4分の1を粗飼料が占め、残りの4分の3を濃厚飼料が占めるという関係にございます。

粗飼料の方につきましては、基本的に国内で自給できる牧草が中心でございますので、将来に向けては100%自給を目指していこうという、ある意味では非常に意欲的な目標を掲げてございます。現状では残念ながら、76%ぐらいの自給率になっております。

一方の濃厚飼料につきましては、とうもろこしが中心でございますが、そのほとんどを海外、特に米国に依存しているのが現状でございます。そのほかに、フスマ、米ヌカ、あるいは油粕みたいな副産物も濃厚飼料の中に入りますけれども、そういった糟糠類を中心として、一部国産、約10%の自給率となっております。

これにつきましては将来、できるだけ自給率を高めていくための努力が必要でございますが、とうもろこし等を国内で自給するのはなかなか困難でございますので、小さな囲みにございますが、食品残さ等の未利用資源をできるだけ有効に活用していこうということで、この自給率を14%ほどまで高めていこうという目標になっております。

これらを進めていくための施策が左側に書いてございますが、これにつきましては次のページから少し詳しくごらんいただきたいと思います。

18 ページで、粗飼料の飼料増産施策についてでございます。まず1つ目は、稲わらの利

用・生産の推進でございます。稲わらは国内で生産されているわけでございます。小さい字で見にくいですが、この円グラフに示していますが、国内で生産されている稲わらのうち、えさ、飼料として仕向けられているのは約1割でございます、残りの多くが圃場にすき込み、あるいは焼却されている状況でございます。

そういった中で、中国を初めとして海外からの輸入があったわけですが、一昨年の5月から中国産の稲わらについては輸入が停止されております。中国には口蹄疫という病気がございますので、加熱処理を条件に輸入を認めていたところでございますが、加熱不十分のものがあるということがございまして、そういった条件整備を図られるまでの間、停止されているところでございます。

左下に表がございまして、稲わらの需給関係を示しております。一番右の欄に自給率がございまして、90から80%台で推移してきておりますが、17年度にはおきましては98.9という数字がありますように、中国産の稲わらが輸入停止になっていることもございまして、ほぼ100%を達成していることになっております。

しかしながら、稲わらの需要量を考えますと、かつては100万、90万、80万tの利用があったわけございまして、輸入停止前でも120万t前後の需要量があったわけでございます。現在たまたま形式的に100%近くの需給になっておりますけれども、潜在的にはもう少し需要があるだろうということで、稲わらの飼料としての利用を、さらにふやしていく努力が必要だろうと思っております。

その取り組みの1つといたしまして、九州の地図がございまして、九州北部の水田地帯で集めた稲わらを、南九州の肉牛地帯へ流通させるための取り組みを、現在全農の事業としてやっております。こういった広域流通のシステムをつくり上げることによって、さらに供給量をふやしていきたいと考えているところでございます。

次のページでございますが、稲発酵粗飼料の生産・利用でございます。稲発酵粗飼料はホールクロップサイレージと呼びますが、これは水田を活用した飼料作物の生産ということで、農家にとりましては既存の機械等を使って生産ができるということで、非常に取り組みやすいということでございまして、水田転作の中でこの作付を拡大すべく、取り組んでいるところでございます。

下の方にございますが、最近では新しい品種が開発されてきたということ。あるいは、収穫体系が自走式専用ロールベラーと書いてございますが、こういった新しい機械化体系も開発されてきたということもございまして、その作付利用が拡大してきているという

ことでございます。

ここの数字といたしましては、17年は4500haほどの作付になっておりますが、18年度の速報値といたしましては、約5000haぐらいまで作付が拡大してきております。これもまた、今後さらに拡大をしていける分野だと思っております。

次のページでございますが、放牧の推進でございます。肉牛、酪農でございますけれども、特に肉牛の繁殖分野につきましては、牧草主体の飼育で十分にやっていけるわけでございますので、飼料自給率を向上していくに当たりましては、飼料費の低減、あるいは飼育管理労働の軽減、さらにはこういった放牧を行うことによりまして、中山間地で問題になっております獣害防止にも役立つと言われておりますので、放牧を推進していく必要があると考えております。

最近、全国各地でこういった新たな放牧の取り組みと、その成功事例が伝えられておりました、取り組みがふえてきているのは実感しております。その中で、特に水田を使った放牧も今後、進めていきたいと思っております。ここにはちょっと数字が出ておりませんが水田放牧につきましても、水田転作の関係でいろいろ省令措置を講じておりました、その一層の推進を図っていくこととしております。

以上が、粗飼料の増産に関する主な対策になります。

次の21ページで濃厚飼料の対策といたしましては、先ほども触れましたが、穀物の国内での生産はなかなか難しいんですけれども、そういう中で食品残さの対策を進めているわけですが、それ以外の新たな飼料原料として、特に最近の飼料穀物価格の高騰を背景といたしましていろいろ話題になっておりますので、2つほど御紹介申し上げたいと思います。

1つは、飼料米の問題でございます。米を飼料用として利用することにつきましては、従来からいろいろ議論され、あるいはそういった取り組みがなされてきた経緯がございますけれども、いかんせん輸入されるとうもろこしと比較いたしまして、生産コストにかなり大きな差があるわけございまして、なかなか取り組みを進めることが困難な状況でございます。

実績といたしまして、平成12年当時に作付面積は220haぐらいあったわけでございますが、最近では40haぐらいの作付実績となっているという状況でございます。

どの程度格差があるかということを試算したのが左下の図でございます。飼料米につきましては、試算の前提条件が書いてございますけれども、単収は通常の食用米よりは高目に見まして、さらに生産コストは低目に見てこういった試算をしておりますが、それでも

キロ当たり 142 円ほどのコストがかかるだろうと。

それに対しましてとうもろこしは、日本の港に着いたときの C I F 価格になりますけれども、昨年 4 月、11 月の平均ですと 17 円ほど。したがいまして、これで比較いたしますと約 8 倍のコスト差があることになります。

最近、このとうもろこし価格が高騰しております、ここでは 4 ドル 6 セントという 1 月下旬の数字を使っておりますが、それを使いますと 27 円ほどになりまして、格差が縮小したとはいえ、まだ 5 倍ほどの格差がございます。

さらに括弧書きがございますけれども、飼料米の生産に当たりましては産地づくり交付金ということで、10 a 当たり 3 万 5000 円ほどの奨励金が交付できることになっておりますので、それを計算に入れた場合、格差はさらに縮小いたしますが、それでも 3 倍ほどの格差がまだあるということを示しております。

これについてはそういったことで、なかなか難しい面はございますけれども、今後の課題といたしましては、さらに生産なり流通のコストを縮減するとともに、飼料米を使って生産した畜産物についての銘柄化、あるいは付加価値をつけるといったようなことで、こういった取り組みを進めていくことが重要なのではないかと考えております。それらの課題を右の方に整理しております。

それからもう 1 点、新たな飼料原料といたしまして、D D G S と呼ばれておりますが、とうもろこしを使ってエタノール生産した後の発酵残さでございます。とうもろこしからエタノールを生産する方式はいろいろあるんだそうですが、その中で Dry - mill という方式をとった場合に、とうもろこしの原料から約 3 分の 1 ほどの発酵残さが生産されます。これを家畜の飼料として利用することができるわけでございます。

現在アメリカでは、左下に小さく書いてございますが、エタノール工場が 111 工場ほど稼働しております、さらに 80 工場以上が現在建設中だと言われております、今後 D D G S の生産量も、さらにふえてくることが予想されます。

したがいまして、既にアメリカ国内ではいろいろな形で家畜のえさとしても使われていると聞いておりますが、今後の課題といたしましては、我が国においても D D G S の家畜飼料としての利用が出てくると思います。

この D D G S を飼料として利用する上での課題をまとめております。1 つは、工場ごとに生産方式がいろいろ異なるそうございまして、品質とか成分については、かなり工場ごとにばらつきがあるということが言われております。

さらにDDGSについては、非常に固まりやすいということ。あるいは保存に当たって、例えばかびがつくといった問題もあるということで、取り扱いについてはまだまだいろいろ課題があるのではないかとされておりまして。

さらに栄養成分についても、下の方に細かな数字がございますけれども、栄養成分的には価値のある成分を含んでおりますが、これを家畜のえさとして使う場合に、どの程度とうもろこしなりほかの飼料原料に代替できるのかということについては、まだこれからいろいろ試験をするなり、工夫の余地があると言われております。

以上が、DDGSの問題でございます。

次のページでございますが、先ほども申し上げましたように、輸入飼料の中でほとんどを占めておりますとうもろこしにつきまして、価格の高騰という問題がございます。左下のグラフで示しておりますが、とうもろこしのシカゴ相場でございます。相場でございますので価格変動を繰り返しておりますが、実は昨年秋ぐらいまでは大体2ドル40セントぐらいで推移しておりましたけれども、昨年秋以降急騰いたしまして、この図の中ではことしの1月になりまして、4ドルを超える水準になっております。

その後、4ドル前後でもみ合いの状況になっておりますけれども、いずれにしてもこれが今後どういうふうに移るかということにつきましては、専門家の間でもいろいろな見方があるようでございます。

1つは右側の表で、米国農務省の示している見通しを書いてございます。この中で、国内需要のエタノール用の数字が、将来に向けて大きく拡大しているということでわかりますように、バイオエタノール用のとうもろこしの需要は今後も拡大するであろうから、なかなかとうもろこしの価格は、もとの水準には戻りにくいのではないかという見方がございます。

一方で、それではどの辺のレベル、どの辺の水準に落ちつくのかということにつきましては、今の4ドル前後の水準が適正なのかどうかということは必ずしもわかりませんで、こういった水準についても、いろいろ投機的な資金の流入によって高くなっているといった状況もございますので、今後どのような価格水準で推移するかについては、注意深く見守る必要があると考えております。

次のページに、配合飼料価格安定制度を示しております。先ほどのとうもろこし価格の高騰を受けまして、配合飼料の価格が高騰しております。具体的には右側の表で、最近では昨年10月以降に約1700円、さらにことしの1月以降に5500円の値上げがなされてお

ます。

この配合飼料価格の高騰に対しましては、左側の図に示しておりますけれども、価格安定制度がございまして、生産者、メーカーの積み立てた基金から補てんをする通常補てん。さらに、国が2分の1を負担してつくっております、異常補てん基金から補てんする基金の2つがございまして。

昨年10月以降は1700円の値上げに対しまして、1600円の補てん金が出ておりますので、生産者の負担増は100円。同様に、この1月以降も生産者の負担増は600円増となっております。

このような価格安定制度の運用をしっかりと適切にやっていくことが、当面重要になるかと思っております。

次のページ、最後になりますが、このような配合飼料価格の上昇を踏まえた今後の対応でございます。まず、配合飼料の生産流通コストを削減、縮減する努力は引き続き行っていく必要があるわけでございます。

一方で、生産サイドでできること、やらなければならないことといたしまして、生産性の向上、あるいはそういったコストを吸収する努力が重要になってくようかと思っております。

この絵の中で牛、酪農なり肉用牛につきましては、基本的に牧草なりとうもろこしといった粗飼料を主体としたえさで飼育できるわけですので、まずは自給飼料の生産拡大。あるいは放牧の利用といったことを、さらに進める必要があるだろうと考えております。

そのほかに、例えば肉牛の肥育であれば肥育期間を短縮する。あるいは酪農であれば、能力の高い牛を選択的に残していく、乳房炎といった病気を防ぐといった対策によって生産性を高めることが、まだまだできるのではないかと考えております。

一方で、豚・鶏につきましては、その飼料のほとんどが濃厚飼料と呼ばれる飼料でございますので、まずは食品残さ等を使ったエコフィードの利用を、さらに促進していくことが重要であろうと。

それからもう1点は、特に養豚などで子豚の事故率が高い経営もあるという状況がございまして、さらに衛生管理を徹底いたしまして、むだなえさを使わない、生産性を高める努力が必要なのではないかと考えております。

一番下の方に畜種共通の課題といたしまして、先ほど申し上げましたDDGSのような、新たな飼料の利用可能性も検討していく必要があるということ。さらに最後になりますけれども、こういった生産コストを吸収する努力を、生産者あるいは流通・加工業者みんな

でやっていく必要があるんですが、最終的に吸収できない価格コスト増につきましては、消費者の理解も得ながら、小売価格に反映させていくことも必要なのではないかとということ、この論点も整理してございます。

飼料をめぐる情勢は以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは御説明の最後になるかと思えますけれども、動物衛生課長、よろしく申し上げます。

姫田動物衛生課長 動物衛生課でございます。26 ページ、家畜衛生をめぐる情勢でございます。

まず、主要な家畜伝染病の発生状況ということで、右の方に表がついておりますが、12年の口蹄疫、あるいは13年9月からのBSEの発生。これは現在まで32頭の発生を見ております。

それから牛のヨーネ病の発生がふえております。従来は特定の地域だけの病気ということで考えておりましたが、かなり全国的に広がっているということ。これはいわゆる人畜共通伝染病じゃないものですから社会的な関心は低いんですけど、生産性の面からすると流産とかを起こしますので、産業としての重要な疾病でございます。これの清浄化の対策を進めてまいりたいということでございます。

それから豚コレラは平成5年以降発生がなくて、予防的なワクチンも昨年3月いっぱいまでやめておりますので、このままでいきますとことしの3月いっぱい、国際的にも清浄国と認められるところになっております。

高病原性鳥インフルエンザにつきましては、後でまとめて御説明いたします。

それ以外といたしまして、九州でアカバネ病が昨年秋、発生しております。ちょっと従来型と違いまして、子牛にかなり死亡例が出たという状況でございます。散発的にヨーネ病とかアカバネ病とか、産業的に重要な疾病が発生しているということが、今現在の状況でございます。

家畜の伝染病の発生予防まん延防止のための取り組みということで、発生したものを淘汰するのは基本でございますが、その前にいわゆるHACCPの考え方をういて飼養衛生管理基準をつくっております。要するに、家畜の伝染性疾病の発生予防をしていこうということです。

これを基本的な考え方のHACCP、あるいは畜産におけるGAP、グッド・アグリカ

ルチャー・プラクティスという考え方でございます。それぞれの家畜の飼養者が遵守すべき基準を、それぞれの場で決めていこうということでございます。

左下にちょっと小さくて恐縮でございますが、畜舎や器具の清掃、消毒とか、出入りする際の手指、作業衣等の消毒という、非常に基本的なものが励行されていないことが課題なので、こういうことを進めていくということでございます。

それから右側に、特定家畜伝染病防疫指針の策定ということで、口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラの特定家畜伝染病について防疫指針を策定して、発生した場合の防疫を進めていくということでございます。

今回これに従いまして、宮崎、岡山の高病原性鳥インフルエンザの防疫も行いました。また実際に起こった中で、今後見直す点も含めて再度見直しをして、さらに防疫指針の充実を進めてまいる所存でございます。

次のページで、BSEの発生と対応ということで、これは日本地図に落としておりますが、現在までに32事例が発生確認されております。

肉骨粉の給与の法的禁止、そしてと畜場でのBSE検査や特定部位の除去等の対策。そして15年度から、死亡牛の24カ月齢以上の全頭検査を開始しております。そしてさらに17年には、と畜場でのBSE検査月齢の見直し、そして飼料規制の実効性確保の強化等をしております。

幸いにいたしまして、13年10月にフィードバンを行っておりますが、14年の早い時期には起こっておりますが、それ以降の発生事例はございません。現在ぽつぽつと出ておりますのは、いわゆる平成8年であったり、平成11年であったり、平成13年であると。そういうときに出生した子牛が、現在発生が確認されているものでございます。

それから、米国産牛肉輸入問題でございます。平成15年12月24日に米国でBSEが発生して以来、御存じのように17年12月に輸入再開を決定し、18年1月に特定危険部位である脊柱が発見されたものですから輸入手を停止して、昨年7月27日に輸入再開をしたところでございます。

その後、昨年11月には輸出リストにない胸腺が混入、胸腺自身は特定危険部位ではなくて、もしリストに載せれば載るものであったんですけども、リストにないものが入っていたということ。

それから現在は、2月に20カ月齢以下が確認できない、アメリカからの衛生証明書自体が発行されていなかったものでございますので、それが入っているということで、これは

現在アメリカに、原因あるいは具体的な事実を確認している最中でございます。

次の28ページで、高病原性鳥インフルエンザ。これは現在、新聞等で大きく報道されているかと思いますが、今年に入りまして宮崎県の清武町、日向市、宮崎県の新富町、それから岡山県の高梁市で4事例が発生してございます。

清武町と日向市については既に2月7日、あるいは2月21日に移動制限及び防疫作業を終わりました、防疫措置を完了いたしまして、移動制限及び搬出制限の解除をしておりますので、現在のところ監視という状況になってきております。

岡山県の高梁市と宮崎県の新富町につきましては、3月1日で移動制限及び搬出制限を解除する予定になっております。

いずれも、基本的には発生農家の処分と周辺の移動制限ということで対応してきております。それぞれの4つの事例が横に移ったということではなくて、中国あるいはユーラシア大陸から渡り鳥等で我が国に入ってきて、それがネズミ、あるいは野鳥等で持ち込まれたものであろうと言われております。人が間違っただけで持ち込んだということはないであろうというのが、現在、感染経路究明チームでの御議論でございます。

それから今回の4事例については、基本的に中国、ロシア、韓国なんかで発生しているタイプで、人にうつっておりますインドネシア、ベトナム、あるいは中国の一部のものは、H5N1ではあります、遺伝子のタイプが違うということも申し添えておきます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

1時間ほど御説明が続きましたので、ここで一息入れたいと思います。ただし、非常に短い時間で恐縮ですが、私の前の時計で45分に再開いたしたいと思いますので、5分休憩をとりたいと思います。よろしく申し上げます。

〔暫時休憩〕

意見交換

生源寺部会長 時間になりましたので、部会を再開いたしたいと思います。

休憩前に事務局から一連の御説明があったわけでございますけれども、こういった説明を踏まえて御自由に御発言をいただきたいと思います。御意見あるいは御質問、どなたからでも結構でございます。よろしく願いいたします。

増田委員、どうぞ。

増田委員 時間がとてもなくて、こんなにいっぱい論客がいらっしゃるから、恥ずかしいんですけど、一番先に手を挙げてしまうことにいたしました。

私はこの間、別な席でも申し上げたので、こちらでダブっただけの方はそんなにいないんですけど、そちらのお役所の方たちはほとんど同じ方なので、恥ずかしいなと思いつながら発言いたします。

当然エコフィードのことですが、今、野菜が注目を集めていまして、需給調整で畑にすき込まれる、以前でもちょっとニュースになったりしたことがあったので、ことしあたりは消費者とかテレビを見た人からの反発が大変大きくて、それについての何かいい利用方法はないかというので検討会を開かれたり、一般に意見を募集していらっしゃると思うんです。

先ほど、そこにもかかわっておられる秋岡委員と立ち話したんですけど、何とかこれを畜産のエコフィードに振り向けることはできないだろうか。ただ、そんなことを言っても、じゃあ経費をどうするんだと。一遍に白菜 6000 t、キャベツ 9700 t、大根 3425 t という数字を聞きまして、合わせると 2 万 t ぐらいありますよね。大根なんかこれで計算すると 340 万本が時期集中で出てくるわけで、それを一体どうやってえさにするんだよという話だと思うんです。

取材に伺いました生産局野菜課の皆さんの机の上には、畜産堆肥の本も中に多分あったと思うんですが、堆肥の参考書がこんなに積まれていて、みんなそのことを勉強していらっしゃるんですね。

先ほどいただきました資料によりますと、とってもいいことが書いてあります。15 ページですか、「堆肥利用を促進するための耕畜連携の体制の整備」って書いてあります。

それから 17 ページにも、「食品残さなど未利用資源」と書いてあるんですが、これは畜産にとって使いやすいヌカかと粕が代表選手のように書いてありますけれども、使いにくいものはどうもねという姿勢だと、とてもさみしい感じがするんです。

同じ生産局の中でも、北館と南館ですよ、野菜課と畜産は。前に私、果樹課で畜産堆肥をどうも使ってくれそうもないので、帰ってきてすごく残念で、「北と南の間には川か山脈がありそうだ」ということを言ってひんしゆくを買ったんですが、今回も野菜課と行ったり来たりして思ったことは、北と南の間には暗渠でもあるのかと。こういうことがちゃんとできると、耕畜連携という言葉も意味をなしてくる。

何たって9000万tの家畜排せつ物を農地に受け取ってもらわなきゃならないわけですから、その農地で過剰生産してもらったものを、地球温暖化のせいだか何だか、突然いっばいできちゃったわけですから、そのためにお互いに知恵を出し合うようなことがあってもいいんじゃないかと。たまたま局長がいらっしゃいますので伺いたいと思います。

それからもう1つあるんです、ごめんなさい。畜産ではいわゆる少子化対策というのか、女性労働力に対する方策を何か考えてらっしゃるかどうかな。

例えば、全体の国の施策の中では、とても少子化対策が手厚くなってきて、雇用労働者の女性の場合は、育児休業中に賃金の5割給付なんていう手厚い対策も出てきております。

私は畜産現場というのは、高齢女性にとっては繁殖肉牛なんかをやっていただいているとか、酪農は搾乳とか育牛というところが、とても女性に重くのしかかっている。

酪農の業界誌を見ますと、「休めない女性たち、仕事も家事も子育ても。変わらない男性の意識」、こんな見出しが相変わらず出てきているんですよ。

そんなことを考えながら取材に歩いておりましたら、哺乳ロボットとか搾乳ロボットが画期的に、考えられなかったぐらい普及している。そこで手があいているのは、いわゆる酪農ヘルパーだと。

酪農ヘルパーというのは一定の所得が保証されないと困っちゃうわけで、酪農ヘルパーから新規就農という道筋を選んでいる若い方もおられるので、酪農ヘルパー制度も守っていかなくちゃならない。

今、単純なアイデアではあるんですけども、酪農ヘルパーのような制度を、畜産のために女性の労働力を回すような、はっきりとした目的をつくったらどうかと。

きょう御欠席でいらっしゃる今さんは那須の酪農家ですけども、体調を崩されて2月、3月、全く酪農の仕事ができないと。きのうも手紙をいただきました。

今さんが言っているのは、「仕方がないから家事だけやっています」と書いてあったのは、多分、酪農女性として大半の仕事を負っていらっしゃるんだらうと思うんですよ。それぐらい酪農、畜産、女の人の方が大きい仕事場。そこで安心して子供を産むとか、育てることができるよう環境づくりのために、行政もしっかりつくっていかなくちゃならないんじゃないか。

長くなってごめんなさい、以上です。

生源寺部会帳 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

萬野委員、どうぞ。

萬野委員 今、増田委員がおっしゃったことに関連しまして、我々生産者からしますと、今説明をずっといただいたいろんな施策案の牛の増産、飼料の対策、また堆肥の対策案がかなり盛り込んでいただけているので、本当に感謝しています。

その中で今、食品残さの問題も出ていましたが、我々肉牛の場合は現在、安定的に利用可能な食品残さをかなり使っているという認識をしております。

僕はちょっとメモに入れていたんですが、逆にこれ以上、我々今の飼料穀物の供給の不安、またコストの不安からいって、もっと使いたいなという意識はあるんですけども、いかんせんなかなかアイデアがないと。増田委員とは全く逆の話ですが、アイデアがないということで、逆にそういったアイデアのネットワークを構築いただいた方がうれしいなという意見を言おうと思っていました。

しかし、食品残さというのはほとんどのものがかなり高水分なものなので、物流コスト等の問題で、そんなに高範囲に動かせないという特性があると思いますので、基本的に地産地消みたいなことになると思います。

地産地消の中で、残さの安定供給が本当に可能なのか。また、不安定であってもどう使いこなすというふうな技術的なサポートと両輪でないと、我々牛生産者がなかなか使えないという環境になっていると思いますので、その辺を整備、サポート体制、また情報交流の場を何とかつくっていただけましたら、先ほどの増田委員のお怒りのところも、幾らか我々肉牛生産者が、それに参加できる環境になるんじゃないかなと思っていますので、その辺の施策をお願いしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

神田委員、どうぞ。

神田委員 私も関連で残さ利用のところですけども、17 ページに安全性確認のためのガイドライン制定となっております。ここのところをちょっとお聞きしたいんですけども、畑の話がありますが、例えばコンビニのお弁当などを集めてきてという話のところですよね、これ。

私も聞きかじりなんですけれども、例えばお弁当の中には食品以外のものがありますね、緑のビニールのもとか。そういうものがきちっと取りきれないと、やはり心配だなと思ったときに、取りきれない現場を見たときに質問した方が、「それは熱処理をするので、溶けてしまうからいい」というような返事があったと。聞きかじりなので、その範囲で聞

いていただいて結構なんです。

そういうことももしあるとすれば、せっかくいい利用がある中で、心配な点が残ってしまうということを思い出しまして、1行、ガイドラインをつくるというところが目に入ってきたわけです。そこはどうなっているのでしょうか。どんな問題があるのか。ここで言っている安全性の確認のためのガイドラインという中身は、どういうものなのかということが1つです。

それから別の問題ですが、放牧をこれから進めていくということで、20 ページにメリットをたくさん書いてございます。こんなにいいメリットがあるんだと思いますし、各地で取り組みがふえているという報告だったかと思います。

そうは言いましても、私もちょっとこの関係のセミナーに伺ったときに、生産者のところではまだまだ戸惑いがあったりということで、そういった感触を受けてきた経験があるんですけれども、その辺の放牧を進める上で、生産者が受け入れたいという状況があるかどうか。これから進めていく上での問題というか困難はないのかどうか。私は進めてほしいと思って言っているんですけれども。

それと25ページの釘田さんの最後のところで、いろいろコストの問題について消費者の理解を得ながら進めていきたいということがございました。例えば放牧の牛などというのは、非常に消費者からの理解というか支持が得られるところではないかと思ったときに、こういったことをぜひ消費者へのアピールというか、情報提供ということ、まだされていないような気がするんですけれども、そういったこともどんどんしていただけたらいいなという思いがいたします。

とりあえず以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

かなり共通する御質問、御意見があったかと思えます。

局長からどうぞ。

山田生産局長 増田委員から大変ありがたい御指摘をいただきました。南館と北館の間には局長室と部長室があるので、ここがうまくやれば何とかなるということなんですけれども。

先ほどお話しありましたように、私もこの前お聞きをして、その後すぐ秋岡さんのおられる野菜の廃棄物の検討会に出て、畜産の会合ではこんな話が出ていましたよというお話を紹介したところです。

そういう意味で、野菜の側のコストの問題とか、それをどうやって集めていくのかという話と、先ほど萬野さんからお話しありましたけど、畜産の側のコストなり受け入れ体制の問題、両方あると思うので、おっしゃられるように、両方がそれぞれ知恵を出しながら、あるいはいろんな知恵をいただきながら、うまく結びつけられるように努力をしていきたいと思っています。

野菜課の方も、ごらんになったように、何かいい手がないかということで、必死にいろいろ模索をしているところですので、畜産サイドでも協力できるところは協力しながらやっていきたいと思っています。

生源寺部会長 それでは畜産部長、お願いいたします。

本川畜産部長 まず補足になりますけれども、局長が今申し上げたようにコストの問題で、野菜の畑から1個1個のキャベツならキャベツをトラックにどうやって乗せて、それを畜産農家にどういう人がお金を出して運ぶかということが、最大の問題だろうと思うんですね。出荷をしていくからこそ、1箱幾らかの段ボールのコストが負担できるし、出荷をするからこそトラックの運転手代、あるいはガソリン代を負担する人がおられると。それが要するに、中間生産物であるえさになるということであれば、そのコストを畜産農家が野菜農家が負担をするしかないわけでありまして、その辺がやはりネックになっていくんだろうと思います。

ただ、これだけとうもろこしの価格が上昇してまいりますと、そこはやっぱり背に腹は変えられないという世界に絶対なってまいります。それから一時的にしか出ないもので、安定的供給にならないとはいっても、やはりそれなりの栄養分はとっていかなきゃいけないわけでありましてから、こういう価格体系を背景にして、先ほど神田さんからもお話しありましたけれども、私どもとして、生産サイドあるいは流通サイドで最大限の努力をやっていく。そういう中で、重要な要素の一つとして検討させていただきたいと思っています。

野菜課長の豊田君は肉用子牛の対策をつくった担当者でもあり、畜産の世界でも非常にファンが多い課長でありますから、支援をして、連携してやっていきたいと思っています。

それから、萬野さんから食品残さのお話がありましたけれども、エコフィードの戦略会議とかをつくって、我々も全国の英知を集めて一生懸命取り組んでおります。これも先ほど申し上げたような価格体系のもとで、そういう追い風が吹いているわけでありましてから、いろいろお知恵を拝借しながら、情報が不足しているところには喜んで人を派遣して

お流しをしたいと思えますし、ぜひこういう情報が欲しいということ、それぞれ津々浦々から上げていただければ、対応してまいりたいと思っております。

それから、神田さんから御指摘いただいたガイドライン、今ごらんいただいておりますけれども、たったそれだけの冊子であります、一番最初に位置づけておりますのは分別なんですね。はしだとかつまようじだとかいったものが入っている。

それから先ほどおっしゃったような、「ビニールものは溶けるからいい」というふうに答えた者がおったとすれば、ぜひ名前を御連絡ください。犯人探しをしてまでも徹底しますから。決してそんなことはないと思えますので、まず分別から入るところで、徹底して私どもやっておりますし、その中でいろいろと肥料にしたらずいもの、飼料にしたらずいものがありますので、そういうものをちゃんと整理をしてやるというのが基本中の基本でありますから、その辺はもし問題があれば、きちんとただしていきたいと思っております。

それから放牧の件についてはソーラー電柵という、非常に簡易な電気の柵ができて、これが放牧をやる上で非常にコスト、手間がかからない体制に何とか持ってこれる道が開けたというのが今の状況であります。

私も茨城で、耕作放棄地に和牛を2頭ばかり放牧をしている事例を見てまいりました。このよさをわかっていただければ、耕作放棄地でちょっとした木が生えているようなところでも和牛を2頭放り込めば、あっという間にきれいな更地にしてくれる。その辺の効用と、それから大動物が限界地にいることの効用をきちんと御理解していただければ、そんなに手間がかかるものではありません。私どもも放牧伝道師だとかそういう指導員を養成して、ぜひ力を入れて進めていきたいと思っております。

ただ、残念ながら伸びておりませんが、これも今申し上げたような効用を説く中できちんと御理解をいただいて、受け入れていただく集落をふやしていきたいと思っております。

昔は西日本の集落には大体1頭、2頭といった農耕牛はいたわけでありまして。そういう姿を、さらに平成の21世紀の今によみがえらせたいというのが我々の願いでありますので、ぜひいろんな運動をなさる中で、そういう関心をお持ちのところがあれば、お教えいただければ、都道府県のそういう伝道師の方々に働きかけをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

当然ながらそういうような畜産の働き、あるいは土地なり地域なりを畜産を通じて守っているということも、これは日豪のEPAなども関係してくるわけでありましてけれども、

先ほどの配合飼料の対応の関係などの点も消費者の方々に御理解をいただきながら、畜産への支援をいただきながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

生源寺部会長 少子化関連については企画課長、お願いします。

清家畜産企画課長 増田委員の方から、特に少子化、それに加えて女性の問題、あとヘルパーとの関連でお話がありました。

まず女性参画、あるいは女性の就業・労働条件の改善といいますが、そういった全体的話に関して、私どもだけじゃなくて、経営局の方にも担当部局がございます。そういうところで、例えば女性の認定農業者の拡大ですとか、それから育児と農業、作業等の両立支援の情報提供という活動は今、一生懸命取り組んでいます。

畜産の中で、これは女性と言わず男性にもなかなかきつい労働作業はあります。特に、女性の方々の肉体的な労働の負担は大きいです。

例えば、ここ数年来の取り組みということで言えば、フリーストール、ミルクングパーラー方式というものは、搾乳労働の上で非常に合理化、軽減されるという面があります。

それと、もう1つ事例を申し上げますと、畜舎内でミルクカーを持って動くんですね。それが非常に重くて大変だということがあって、畜舎内で自動搬送できる装置も開発されて、特に女性の方から非常に負担軽減になったということで、評価があるという話も聞いています。

あと、例えばコントラクター、こういうサービス事業体も大きな支援になるだろうし、最後に増田委員が言われたヘルパーというのも、その1つであろうと思います。前回のこの審議会の場でも、そういったお話がありました。

ヘルパーの中では、特に傷病時ヘルパーという中で、先ほどお話しがあった、今委員が御利用されているかどうかちょっと確認しておりませんが、そういう傷病時ヘルパーに対しても支援をしていくことを今年度もやっておりますから、また来年度についても、そういったことをどうしていくかというのが1つの課題であろうと思いますが、引き続きヘルパーの重要性はありますので、そういったものを通じて、女性の労働負担の軽減といいますが、農業現場でのそういう活動の条件づくりにできる限り努めていきたいと思いません。

1点、この前多少怒られましたけど、傷病時ヘルパーの中には、お子さんができてしばらく休まなきゃいけないときも傷病時ヘルパーの中に入れて、ちゃんとそれをカバーする

ということでやっております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほか。

富士委員、どうぞ。

富士委員 私も何回かいろんな会議に出ているので、ダブって言うことがありますけども、その点はお許しをお願いしたいと思います。

第1点は、飼料価格のとうもろこしの高騰の問題です。原因がエタノールの増産、もう1つは中国の大量の買いつけ、それから世界的な気象変動という3つの要因で、今後穀物価格なり飼料価格が、高どまりしていくということじゃないかと思っています。

1点は、そうした場合の配合飼料価格制度の見直しといえますか、下落と上昇を繰り返す場合には補てんがあるわけで、そういった場合に配合飼料価格制度の見直しみたいなものは検討できないのか。それができなければ、新たな畜産農家への経営対策といったものを、将来的に検討していく必要があるんじゃないかという点。

それから、きょうこの資料に出ていて非常によかったのは、新しい配合飼料原料の取り組みということで、飼料用米とエタノール残さが出ていました。特に飼料用米、今までもいろいろ取り組んできた面もでございます。特に新しい品種改良、それから農家の努力で単収が600kgの2倍、1000kgを超えるような単収も実現できるというお話も聞きます。そうすればかなり価格差が縮小してくるということもあるので、新しい配合飼料原料として、飼料用米の検討をぜひお願いしたいということ。

3点目が粗飼料自給率100%ということで、大変意欲的な目標を示して取り組んでいるわけですが、ホールクロップサイレージ、放牧、それから稲わら100%自給をターゲットにして取り組んでいるんですが、これで飼料自給率が27年に100%いくのかどうか、その辺、粗飼料自給率向上に向けたほかの対策は何かあるのかどうか。あったら聞かせていただきたいと思います。

4点目が酪農の需給対策ですが、この資料にもありますように、チーズ工場の新增設で、20年度から生乳換算で約30万tの生産の増大となります。20年度に本格的に30万tふえるということですが、これを踏まえたチーズへの支援対策。それから生乳需給全体のあり方、加工原料乳の限度数量に対する、ソフトランディングを考えていただきたいという点でございます。

最後に5点目は、去年も言ったんですが、牛の雌雄産み分けの技術の進展状況はどうかということです。肉用牛の繁殖基盤を拡大するという意味では、雌牛を産むことが大事。それから酪農の後継牛をつくっていくのも雌ですし、それが100%といいですか、かなりの率で雌が生まれるということになれば、残りのホルスタインにクロをつけられるわけですので、そういう意味でも雌雄産み分けの技術革新といいですか、普及も含めて大事だと思うので、どの辺まで進んでいるかお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。

村井委員。

村井委員 済みません、関連するところがあるものですから。富士さんおっしゃるとおり、高いとうもろこしを使っている飼料会社でございますので。

やはり最終的には、畜産物の価格に反映していかざるを得ないのかなとは思っていますが、そのタイムラグを埋めるのは飼料安定基金になると思っています。通常基金と異常基金というこの2つの制度は大変頼もしいと思っていて、この運用を適切にしたいと思っています。

実は私どもも、多分日本の生産者の方々も、こんなに上がることは想定外だったはずなんです。ですから、トン1000円とか2000円と上がるというときの、いわゆる基金の運用制度でございまして、これがひょっとしたら5000円とか1万円上がる時、今の補てんの業務法制のあり方、また異常基金の適用の仕方については、平和なときと乱世と、その乱世に入ったときの補てんのやり方は若干考えてもらった方が、先ほど富士委員おっしゃったように、生産者の直接的な負担増をなるべく長くしてあげることが、ある意味では畜産の相場を極端に上げないで済むことにもなるわけですから、今後その辺の御検討を願えればと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは近藤委員、その後、堀江委員の順番でお願いいたします。

近藤委員 飲料の需給のところですので、関連すると思いますので手を挙げさせていただきました。

3ページ、4ページあたりのところで、需要が伸びてないというところの、実態はみん

な理解していると思うんですか、なぜというところが、きょうお話しにならなただけで、実はきちんと分析されているのかもしれませんが、確認のためにお伺いしたいと思います。

理由のトップとしては、他の飲料を飲むようになったというんですけど、じゃあ、なぜ他の飲料を飲むのかというところを、なぜなぜなぜというふうにきちんと分析していくと、幾つかの解決方法も、もしかしたら生まれてくるのかなと。

みずからに関係があるので多少言いにくいところがございますけども、茶系飲料とか野菜飲料が伸びているというのが、一番大きい理由がカロリーが低い、健康にいい。茶系飲料の方が健康にいい。

きょうも出てくる前に、周りの子供を持つ母親何人かと話をしていたんですけども、子供に「なぜ牛乳を飲むと体にいいのかわからない」と言われ、母親が説明に窮するというんですね。

私などは小さいときに、牛乳を飲むことは極めて健康にいいことだと、まず第一に教えられてきたのが、今の子供は牛乳は体に悪いということすら言いかねない。1つは、おなかがごろごろする。昔と違って、逆に栄養分が豊かになっているのかもしれませんが、牛乳のにおいが嫌いだという子供も大変多いと聞いております。

ですから、牛乳のよさの啓蒙活動のやり方を変えていくというのが1つあると思いますし、もしかしたらそれは前に中山会長がおっしゃったように、どこか法律をいじらないといけないところがあるのかもしれない、牛乳という言葉の使い方について。

それからもう1つは、健康によくないというイメージの1つは、カロリーの高さから来ているようです。であれば、脱脂粉乳の活用方法をもっともっと見直す。私、この委員会で初めからかなり言っているんですけども、脱脂粉乳の利用方法について、もっと検討できる余地があると思います。特に高齢化ということになりますと、牛乳はどうもと言うけれども、脱脂粉乳ならばもっともっと高齢者の方々に利用していただける道が、必ずあると思います。

あと食育ですけども、牛乳のとり方について、食育の表については疑義がある方もいっぱいいらっしゃいますので、牛乳をとることがいかに食育になっているのかということも、もう一回見直すべきかなと。私自身は牛乳を余りいただけないんですけども、牛乳ファンである者としては、がらがらぼんをしなければ需要は伸びないなという気がしております。根本的に法律の問題も含めて、御検討いただいた方がよろしいのかなという気がして

おります。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは堀江委員、どうぞ。

堀江委員 私、養豚の生産者でありまして、今、養豚は畜産の中で一番もうかっているんじゃないかというような話があります。数字的にはそういう状況でございますけども、生産現場といたしましては、まず最初に母豚数に対して出荷頭数が少ないということで、非常に疾病問題に悩んでいるということが1つございます。

これにつきましては今、生産者協議会も立ち上がりまして、全国的にこれを撲滅しよう、生産性を上げようということで展開をしているところでございますが、この点につきましても、もとをたせば海外から入ってきた病気でございます、まず海外との防疫体制をきっちりとってもらうことも、一つ重要じゃないかと思っております。

もう1点は、先ほどから申し上げられたように、富士委員あるいはほかの方もありましたけども、えさの高騰でございます。養豚はとうもろこしが70%のものが市場で使われておるわけでございます、この対策には非常に危惧をしているところでございます。

安定基金が出るからいいだろうという話でございますが、実際安定基金が供用されるのは、1 - 3月に5500円上がって、実際に平均価格では6500円上がっているわけですね。物によっては、こだわりのお肉をつくっているところなんかに行きますと、もう500円の7000円くらい上がるという状況でございます。

そういう中でこの3カ月間で、実際基金がおりますのは5月にならないと出てこないわけですね。そうすると、その4カ月の間、どうやって支払いをしていこうかという問題を抱えている農家もございます。

経営が良好である農家であればよいのでございますが、ただ大型化していますので、何分にも基金が出るまでの間の支払いをどうしていこうかということで、今、協会といたしましても、何かいい方策がないのかということで検討をしています。

そういう点につきましては、先ほどお話しありましたように、急上昇したときに、今までの方法じゃなくて、基金の運用を何かできないものかなということもお願いしたいと思います。

それと、ありがたいことに、皆様方からエコフィードの話が出てまいりました。実際私はエコフィードにつきまして、ここ2～3年ずっと取り組んできております。私、千葉県ですけども、私の近所では大きなエコフィードの工場ができます。コンビニ残さを利用し

た工場でございますけども、これが乾燥したもので、日量約 30～50 t 出てまいります。これを豚のえさに使えるということで、千葉県畜産試験場に肥育試験をお願いいたしまして、もう2回目の試験もほぼ終了しております。

ただいまお話しありましたように、分別ということでは、このつくっている産廃業者さんですけども、70～100 人の人を入れまして、徹底的に分別をしてえさをつくと。今現在、飼料研究所に安全試験の方を出しておりまして、飼料として間違いなく安全なものができるということでもありますので、私どもはこれを養豚農家で使うということで、今、委員会を立ち上げているところでございます。

コンビニ等に限らず、エコフィードを使うことによって、私ども生産コストを多少でも下げられることはあるんですけども、できたお肉を消費者の方々が、「コンビニの残さでできたお肉は食べられないよ」という団体もございます。これにつきましては、そういうふうに分別もちゃんとする。そしてまた、飼料安全試験も必ず通すということでできたものであれば、ぜひ皆様方にも御理解をいただき、これを消費していただかなければならないと思うわけであります。

特に今回、私ども一般生産農家におきまして、実証展示という形で試験農場もつくってまいります。その中でできたもの、またえさをつくっている工場も、ぜひ消費者の方に見てもらって、これは普通に出てくる畜産物と変わらないんだということを消費者の方々に理解いただきながら、これを進めていきたいと考えております。

それともう1点、えさの高騰によりまして食品残さの奪い合いが始まっております。私のところにも1週間に1回か2回電話がかかってくるんですけども、「うちにも使わせてくれよ」と。私が持っているわけじゃないんですけども、「使わせてくれよ」とか、「うちの残さを使えないのかな」というお話もありまして、食品業界もそういうことに目を向けてくれているのは大変ありがたいんですが、勝手につくって勝手に売っているという業者さんもあるわけですね。そういうものを使われた生産物が、もし何か問題があったときに、「いや、エコフィードはだめだったよ」という話になると困るので、先ほどお話しありましたような安全基準は、必ず国の方でしっかりと法律を遵守させるような方法でやっていただきたいと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、ここで一たん御発言を切らせていただきまして、役所の担当課の方。

本川畜産部長 まず最初に、配合飼料の制度の話がございました。こういう輸入される穀物、あるいは原材料が上昇したときに、それを一時的にプールしておいたお金、あるいは公的資金も入った基金で補てんをする制度を持っておるのは、畜産の配合飼料だけあります。

例えば、2年前に原油が高騰いたしました。そのときには、原油を大量に消費しておられる漁業者の方々とか、あるいはハウス農家の方々是非常に困惑をされましたが、こういうような制度がなかったがゆえに、そういう制度的な対応はなかったわけであります。

それから、今回もとうもろこしの上昇のあおりを受けて、大豆が相当値上がりしております。恐らく春先以降は、豆腐の値段が相当上がってこざるを得ないと思います。そういう豆腐生産者の方々への、こういうならしの対策は特にあるわけではございません。

そういうことを考えてみますと、畜産サイドから見れば、原料が上がって大変だから何かしたいといったときに、じゃあ、豆腐はどうするのか。原油が上がったときはどうするのかという、非常に国民的な議論をした上で、対応せざるを得なくなってくるのではないかなと。

それを考えますれば、先ほど申し上げたような基金の1年間の補てんがある間に、生産者サイドできちんと御努力をいただく。それから新しい原材料を探すことによって、配合飼料の流通コストを下げる。そのような努力をした上で、最終的にいろいろとお願いすることを消費者なり、量販店の方々をお願いをしていくというのが、畜産としてのとるべき道ではないのかなというふうにならぬように今、私どもは考えておるところでございます。

ただ、いろいろ御指摘ありましたような、基金の運用面で4カ月支払いが出来るというふうなお話、確かにそこは何か工夫ができるのであれば私どもも考えたいと思いますが、そのような基金の運用面でいろいろと工夫できることがあれば、少し検討させていただきたいと考えております。

それから、富士さんからお話しありましたチーズ対策とか、ソフトランディングのお話し。これはまさにこれから議論させていただくことでもありますので、十分意見交換をしながら対応してまいりたいと思っております。

あと、残余については、それぞれ課長から答えさせていただきます。

生源寺部会長 畜産振興課長、お願いします。

釘田畜産振興課長 幾つかございますが、まず飼料米の問題につきましては、先ほど御説明したようなことでございます。特に単収の向上が一番のポイントだと思いますけれど

も、試験場レベルでは 900kg ほどとれている例もありますが、実際の圃場ではなかなかそこまでいかないんじゃないかと言われております。この点は研究サイドにも御協力いただいて、そういう単収を大幅に向上するような品種改良を、我々としても期待したいと思っております。

いずれにしても、これについては試験的にいろいろな取り組みを工夫してやってみて、その課題を探る、あるいは実用化に向けた取り組みを検討するといったようなことを、今後やっていく必要があるのかなと考えております。

それから粗飼料自給率 100%、どういった手段で達成するのかというお話です。先ほど幾つか、私どもが考えている主要な施策については御説明いたしました。ああいったことが基本になるうかと思いますが、説明しなかった点で幾つか申し上げますと、1つは単収の向上が非常に重要でございますので、これについては牧草であれば、優良な牧草品種への草地の更新等を進める。

あるいは、とうもろこしといった、牧草より非常に収量の多いものの作付をふやしていく。このとうもろこしについては、北海道の根釧の方でも作付ができるような品種開発ができておりますので、北海道では現にとうもろこしの作付がふえているという状況もございますので、こういったことを推進して、自給率の向上につなげていきたいと。

それからもう1つは経営的な面で、特に酪農家の場合、非常に労働力が足りなくて、土地はあっても飼料生産がなかなか自分ではできないという状況がございますので、そういった点についてはコントラクター、あるいはTMRといったような飼料部門の外部化をさらに進めていって、そういうことを飼料生産、自給率の向上につなげる必要があるだろうと考えております。

それからもう1つは、牛の雌雄判別の問題でございます。雌雄判別の仕方については幾つかの技術体系があるんですけども、最近で最も有望な技術というのは、実は米国のある会社がパテントを持っている技術でございまして、昨年日本でも人工授精事業体が、このパテントの利用権を取得いたしました。牛の精液のX精子とY精子と分けるという技術ですけども、この技術を利用いたしまして、雌雄判別した精液、あるいはそれを使った受精卵の供給体制を、今後整えていきたいと思っております。

ただ、これは非常に高価な機械を使って、さらにそういう判別をするのには効率がなかなかよくない。時間がかかるといったような、幾つかまだ技術的な課題もありますので、そういった課題についてはさらに検討していく必要がありますけれども、これを使って富

士委員おっしゃいましたように、優良な和牛の雌を効率よく生産していったら、それを繁殖基盤の増大につなげていきたいというふうに、私どもとしても考えているところがございます。

とりあえず以上です。

生源寺部会長 牛乳乳製品課長、お願いします。

平岩牛乳乳製品課長 近藤委員からの御意見、御指摘でございましたけれども、1つは牛乳乳製品の消費が伸び悩み、あるいは減少している理由についてきちっと分析をしているはずだけど、どういうふうに考えているのかということでもございました。

私どもの方で、今いろいろと消費拡大の対策は実施しながら、より効果的な対策を実施するためにいろいろ研究はしておりますけれども、その中でJ-ミルク、日本酪農乳業協会が2006年、昨年でございますが、牛乳乳製品の消費動向に関する調査を実施されたところでもございまして、その中で牛乳類を飲む理由、逆に飲用を減らしたり、あるいはやめてしまった理由みたいなものを、選択肢は限られておるんですが、複数回答でアンケートをとったりしたものがございます。

その中で、近藤委員御指摘のものも含めましてでございますけれども、飲用する理由としては、ちょっと漠然としたものもございまして、カルシウムがある、あるいは栄養が豊富であるということですか、より具体的に、これは年齢層によって少し差異があるかもしれませんが、骨粗鬆症によいということとか、良質のたんぱく質源である、あるいは精神的な意味のリラックス効果ですとか、ひいては快眠につながるんだというようなことをおっしゃっている例がございます。

逆に、先ほど御指摘がございましたように、牛乳の脂肪分というかコレステロールが気になるとか、太るといったような理由で、飲用を控えるようになったというお話もあるわけでございます。

そうした点は、こうした選択肢を選ばれているような方々は、牛乳の有用性とか機能性の部分、有用性、機能性も逆に否定的に受け取られることもあるわけでもございますけれども、そういった点に着目をされながら、飲むとか飲まないとかというような御判断をされているように考えております。

あるいは飲まなくなったという理由の中で、おなかがごろごろするとか、下痢ですとかアレルギーの体質だということ。あるいは子供の飲み物だという印象があるとか、牛乳のイメージがどうもよくないんだというようなこととか、牛乳に関しての体質的な理由です

とか、あるいは牛乳に対するイメージですといった感覚的な点で、飲む、飲まないということを考えておられる方もおられます。

また商品として見た場合に、非常に味がいいという点で選ばれるという方もありますし、やはりにおいが気になるとか、味がどうしても合わないとか、口当たりがよくないというような、味覚的な部分での御選択をされている方。

そうしたいろいろなタイプがあるわけでございますけども、そうした切り口を整理しながら、例えば有用性とか機能性を、言ってみれば知識とか有効性についての学術的な部分も含めてですが、消費者の方が選択をするかどうかの着眼点として持っておられるとすれば、その点について、今でも調査研究、あるいはパンフレット等でPRをしておるわけですが、さらにその点についての研究を、より詳細、あるいは説得的にしまして、アピールができるようなことをしていく必要があるんじゃないかということで考えております。

先ほども少し触れましたけれども、医学的、栄養学的な見地での第一人者になっておられるような学者の先生方の組織で、そうした面での分析、あるいは取りまとめをしていたりとか、それから学術的なものも牛乳の機能性、有用性についていろいろと出ているものもございますので、それをいま一度、かなり物はあるんですが、必ずしも整理がうまくできていないというところがございますので、それをうまくライブラリーの整備をして、PRできるようにしていくと。

さらにはお話がございましたように、お母さん方が体にいいという部分を具体的にお子さんに説明ができないということも言われておるところでございます。これはJ-ミルクのパンフレットですけれども、これもさらに工夫をしながら、主な購買層と考えられますお母さん方に、PRできるようなものをつくっていきたいと思っております。

また、学校給食用牛乳の関係の取り組みの中でも、いろいろと牛乳乳製品についての子供たちの理解を深めるような部分もやっておりますので、お母さん方とともに、お子さん方にも牛乳乳製品、あるいは酪農について、より理解をいただくようにしていきたいと思っております。

いずれにしても消費拡大対策について次年度以降、より一段と効果的にできるように研究をしておりますし、成果を出るように取り組んでいきたいと思っております。

本川畜産部長 要は、今たくさん聞いていただきましたけれども、分析はちゃんとしていくし、要因もわかっているし、やらなきゃいかんこともわかっているんですが、届かな

いんですよ、はっきり申し上げて。

テレビCMもやっていますけど、昼間にみのもんたさんのテレビがありますが、ああいうところで取り上げてくれると、「ああ、いいんだな」と。牛乳を飲むとやせるんだとか、あるいは脳梗塞にならないんだなということがあるんですけども、それがなかなか届かないんです。そこが非常に悩みなのです。

もし草の根でいろいろとお話があって、もしそういう機会があれば、酪農教育ファームなんかをやっておられる方々が、ちゃんとお伺いいたしますから、一声かけていただければ、どんどん草の根で広げていく。あるいはでかいメディアで何か、たまたま取り上げていただくというのが、今の我々の最大の手段になっておりますので、ぜひここにおられる方々も含めて、御協力をいただければなと思っております。よろしく願います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

姫田課長、何かありますか。

姫田動物衛生課長 堀江委員の御質問ですけれども、まず基本はそれぞれの農場における防疫対策の徹底だと考えております。それぞれ防疫には何か穴があると考えるのが基本だろうと思っております。そのリスクをいかに下げていくかということ、徹底的な消毒とか立ち入り制限とか、オールイン・オールアウトの徹底が重要だと考えております。

一方、私ども、例えばオーエスキー病についてはばらばらに今まで防疫対策をやってきたんですけども、むしろ地域で面的に制圧していこうということで、新たに面的に取り組んでいくところに集中して、お金を注ぎ込んでいこうと考えている次第でございます。

一方、PRRSとかで、いわゆる複合感染が問題になっておりますが、そういうことについては、今言った基本的なそういう防疫対策を進めていくだけじゃなくて、衛生管理技術の高度化の研究で、これは生産者団体の方も入っていただいておりますけれども、そういうことも調査研究をやっていくと。

いわゆる豚コレラみたいに絶対に感染防御できる、すばらしいワクチンがすべての病気についてあるということは全く夢物語でございますので、そこはなかなか難しい点でございます。

それと国際的な防疫体制ということでは、ことしも10人、動物検疫所に職員をふやしていただきまして、年々体制強化をしているところでございます。また成田にも今、防疫犬が2匹おります。新年度、関西空港にも入りまして、PR効果も含めて効果的な対策を進めていっているところでございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは御意見いただきたいと思います。

神田委員が早かったので、タッチの差で神田委員。

神田委員 その前に発言させていただいていたかと思いますが。

富士委員の関連のところ、少しだけお話しさせていただきたいと思います。食品残さの問題にこだわって申しわけないんですけども。

こういったことを有効利用することについては、私も非常にいいことだと思いますし、消費者団体のところでそういった批判があるようなことは、今のところは聞いておりません。ぜひ利用していただきたいと思うがゆえに、何か問題があっては困るということで、先ほどビニールの件、お聞きしたわけです。

残念だったんですが、私のところにこれが届いたんですが、きちっとお答えいただけなかったと思うんですね。例えば、安全管理をどういうふうに行っているとか、チェックはどのようになっているかということをお聞きしたかったわけです。ですから、富士委員のような御意見も出てきたかなと思うんですね。私もちょっと控え目に言ったのが悪かったかなと思いますが。

私のところに届いたのを、ささっと今見せていただいたんですが、「包装品にあっては、包装資材を極力除去する」という表現になっているんですね。「極力除去する」というのをどう受けとめるのかということはありませんけれども、完全に除去するという意味とは、またちょっと違う受けとめもできます。

ですからこれは、極力除去をするけれども、最終的にはシステム的に必ず除去されるんだというふうになっているのかどうかとか、そういうことをきちっとお答えしていただきたいと思います。じゃないとせっかくいいことが、なかなかよくないことにつながりかねないので、はっきりしていただきたいなと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今、手元にガイドラインが。

神田委員 ええ、今届けてくださいました。

生源寺部会長 これは私からお願いしたいと思いますが、情報として提供される場合、委員の皆さんに渡すような形で、コピーをするなりしていただきたいと思います。

本川畜産部長 こういうものだという回覧をしていただく前提でお届けをしたんですが、職員の説明が足らなかったと思います、済みません。1つしかないものですから、回覧で

お願いしようと思いましたが、申しわけございません。

生源寺部会長 それでは、浅野委員からお願いいたします。

浅野委員 私、乳業会社の立場で出ておるんですけども、今3つばかり要望をお話ししたいと思っています。

1つは、先ほど近藤委員からお話があった牛乳の消費拡大のことですけれども、これについては先ほどお答えがありましたが、私ども乳業者として取り組むことは、伸びている商品もないわけじゃないということを知っていただきたいと思うんですね。例えばヨーグルトだとか発酵乳、あるいは同じ牛乳を使っても乳飲料は伸びている。あるいはチーズがまたふえているとか、物によってはふえていることもありますので、牛乳だけじゃなくて、総合的に牛乳を使うものをふやしていく対策が必要なんじゃないかなと思いますので、バランスのよい対策が必要なんじゃないかなと考えております。

それから、我々自身としてもそういうものに対して新製品を出していく。あるいは新製品を出すものについて、商品の表示についても工夫が必要なんじゃないかなと。そういうものにも取り組んでいくべきかなと考えています。

そういう中で、ぜひとも今回の限度数量とか補給金の単価の決定には、牛乳の全体の消費動向、酪農生産者の諸条件、あるいは乳製品在庫等を考慮して、適切に決めていただきたいというのが1つの要望です。

2つ目は、富士委員から出たチーズのことですけれども、私ども乳業会社大手3社で300億円以上、今度のチーズ新工場にはかけております。これは国の食料自給率のアップ、あるいは生乳需給のバランスということで、ある意味で全体としては、飲用牛乳の消費低迷という逆境の中での投資ですので、各メーカー、それぞれ思い切った取り組みをやったわけでありまして、先ほど言いましたように、チーズそのものが今後も消費増大ができるだろうと。それから、チーズそのものは健康食品として大変いいものだということもございまして、そういう国策の中でも一緒にやりたいと。

あるいは生産者の方からも大変強い要望がございまして、一諸に取り組めるなと思っておりますので、先ほど藤井委員からお話が出ましたように、チーズの部分について、特段の政策配慮をお願いいたしたいなと思っています。

最後にもう1つは、オーストラリアとのEPA協定のことです。オーストラリアと私ども日本の、これはどなたも御存じのことですけれども、原乳の購入価格は1対3.6で約3.6倍です。今すぐこの差を埋めるということは、正直言って酪農も乳業も不可能で

あります。

仮に今、国境措置をすべて取っ払って、日本の市場に関税がなくなってゼロ関税でいくとなると、どのぐらいの影響があるかなというのを乳業協会、あるいは我々乳業者の方で試算してみましたら、先ほど国産の生乳生産量は820～830万tと報告がございましたけど、多分その30%、250～260万tは要らなくなっちゃうなというふうに見ておりますし、乳業者から見ると、約2兆円を超えます乳業の工場出荷額のうち、4分の1程度はまず飛んじやうなというふうに見ております。

そうしますと、特に北海道の工場を中心に雇用の問題とか、いろんなものに大きく影響するなと思いますので、我が国の酪農、それから乳業が健全な形で維持できるように、ぜひとも日豪のEPA交渉においては、乳製品が関税撤廃の例外となるように御尽力いただきたいなど。これをあわせて3点、要望をよろしく願いをいたします。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

阿部委員 私は技術的な観点から、こうしたらいいなという話を申し上げたいと思います。

説明資料の25ページで、これから飼料価格の上昇を踏まえた今後の対応方向ということで、何をやるんだということが右側の黄色に明確に書かれています。粗飼料を最大限活用した飼料給与・生産効率を高めた飼養方式への転換。まさにこのとおりで、私もこの考え方には全く大賛成であるし、しっかりやってほしいと思います。

そのときにその中に、酪農で「コーンサイレージ等の高栄養粗飼料の利用」と書いてありますが、言いたいことは、先ほど釘田課長から量の話がありましたけども、あわせて質についても、目標値的なものがあればいいなという話を簡単にしたいと思います。

今のとうもろこしサイレージというのは、ニクソンショックが起きた後に、日本でも穀類をつくろうと。畑で穀類をつくって、とうもろこしの芽がたくさん入ったサイレージを給与して乳を絞ろうというところから始まったんです。そして、夏作のとうもろこしがそこでやってきた。

しかしながら、その後すぐにとうもろこしが安定的に、量的にも価格的にも安く入ってきてしまったものですから、それを使えばいいよと。とうもろこしサイレージに実を入れることはないよ。実よりもむしろ茎、葉の繊維、つまりそういう粗飼料的な性質のもの

でやればよいよと。

その次にどうなったかという、ちょっと待ってよと。牧草もつくらなくちゃいかんし、コーンサイレージもつくらなくちゃいけない二重装備は大変やと。そうしたら、電話一本で入る輸入乾草に、そういう繊維系は頼めばいいやということになったんです。

つまり、牛乳はとうもろこしの輸入の黄色い実からとると。そして国内の粗飼料は、反すう胃の機能を維持するという役割を果たせばいいんだということになってきてしまった、簡単に言いますと。

一方、もう1つ、日本は乾燥できませんから牧草サイレージがある。正直言いまして、きょう今さんが来ておられないから大きな声で言えるんですが、日本の牧草サイレージの質はあんまりよくありません。TDN含量、可消化養分総量で言うと乾物中60%ないでしょう。

ところが、イギリスは草から目いっぱいミルクを絞ろうという考えでやっています。生源寺先生は向こうにおられたから御存じでしょうけども、そのときにものすごい高い目標値をつくっているんです。TDN含量80ぐらい作ろうやと。そういうことのために品種を設定し、地域の技術体系を確立してやっぺいこうという明確な目標値、それをデイバリューという。

要するに、ノルマンディーの上陸作戦をいつにするかというときに、「デーはいつにするか」ということは目標としている。それと同じような意味で、デイバリュー80。日本は低い。

先ほどのとうもろこしサイレージでいきますと、これをこれから推進していこうということですが、目標値としては黄色い実をサイレージの中に40から45%入れようよという目標値を明確にして、牧草サイレージはデイバリューで80は無理だとしても、75いこうやと、この中に入れ込んでいくのがいいかなと思います。

そうした場合に、技術体系は大丈夫だろうか。これは大丈夫です。私も試験研究機関にいて、栄養飼料の仕事はずっとやってきました。これはあります。問題は、現場の人たちの自給飼料の質に対する、量に対する認識の問題です。

ということはどういうことが言いたいかという、数年前に日本の改良普及組織が改善されました。えらく変わっています。そういうことで、こういったところで議論されている自給飼料に対する質と量と、その意味に関する理念、そして具体的、定量的なことに対する考え方は、はっきり言って現場の普及体制の中で統一的なものは各地域、必ずしもな

い。いろんな人たちがてんでばらばらに情報提供していて、それが場合によっては混乱のもとになっているということですから、まず目標値を明確に立てながら、そしてそれを現場の中に理念として徹底して行って、そして現場の普及体制を総点検しながらそれをやっていく。

その場合にそれを行うのは、必ずしも霞が関のお国だけじゃなくて、都道府県の仕事もありますけども、そういうことをやっていくことで、この目標はとっても浸透していくんだなと思います。アドバイスといったらちょっと大げさですが、そんなつもりです。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

加藤委員、どうぞ。

加藤委員 先ほど富士委員と浅野委員からもございましたけども、チーズのソフトランディングの関係でございます。20年から生産量がふやせるということでございますけれども、実際、「さあ、絞れ」といってすぐ絞るのは難しいということで、既に今から育成牛を少しふやそうかという酪農家も、20年をにらんで一部にいるという話も聞いております。

その場合、チーズをつくれれば、今のプール乳価が今より下がるということとか、6ページにありますように、生乳需要構造改革事業の今の仕組みですと、チーズ向けにふやしたときにそこが基準になってしまうと、あるときから奨励金がかくっと下がるという仕組みも、もっといい仕組みといいですか、安定的にチーズの生産ができるような、そういった全体の生乳の需要が確保できるような仕組みが必要だと思うんです。

その辺は今後の検討だと思うんですけども、できるだけ早目に議論して、生産者の方にもこういう方向でという形で示していただければ、それに向けて生産者の準備も、これからどうやって酪農の方向を進めていくかという個々の経営判断はしやすくなるんじゃないかということで、お願いをしたいと思っております。

それから今、自給飼料の関係で、先ほど道東の根釧地域でもとうもろこしということが紹介されておりましたけれども、実際そういう早稲の品種ができて、気候的には安定生産ができるかどうかというところは、多少危険性があるんですが、ただ飼料確保という面で、地元でもそういう方向に、放牧だけじゃなくて、そういった形でとうもろこしを積極的に入れていきたいという生産者もふえております。

ただ、その場合、今まで牧草しかつくっておりませんので、そういう機械処理はないということで、コントラクターとかTMRといった、新たな投資をしなきゃならないという

ことで、昨年、酪農飼料基盤拡大推進事業ということで、放牧だとか環境保全といった面で、インセンティブがとれたすばらしい対策がとられたんですけども、そういった意味でとうもろこしに対する対策も、今後御検討いただければと思います。

よろしくをお願いします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは向井委員、その後松木委員の順番でよろしいでしょうか。

そのほか御発言ございますでしょうか。それでは堀江委員、福田委員の順番でお願いいたします。

なお、予定の時間が迫っておりますけど、若干超過して会議を続行させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは向井委員、どうぞ。

向井委員 時間がないので、1点だけ手短にお教えいただきたいと思います。10ページの肉用牛の生産動向のところですが、括弧の中にも書かれているんですけども、枝肉・子牛価格が高水準で推移していると。本来であれば53万の子牛価格になると、繁殖更新牛等が当然ふえていくのがこれまでの例だと思うんですが、それがふえていかないという現状があるかと思うんです。

その対策として、下のピンクのかかっているところに、優良な繁殖雌牛の増頭とか、受精卵という表現があるんですけども、要は担い手の問題にならざるを得ないところがあるかと思うんですね。何が優良かわかりませんが、幾ら優良な繁殖雌牛を増頭しても、あるいは受精卵で黒毛和牛を生産したところで、そもそもどこで受け皿があるのかということところら辺の問題が、北海道から沖縄まですべての地域に共通する問題。端的に言えば、高齢化の問題であるということだと思っております。

そこら辺地域ごと、あるいは地方ごとに、それぞれの生産形態が異なっている。具体的にきめ細かな担い手に対する対策等がございましたら、少しお教えいただきたいと思います。

生源寺部会長 それでは松木委員、どうぞ。

松木委員 飼料の件ですけれど、自給力向上のためにいろいろ考察されているようですが、濃厚飼料ということでは非常に輸入に頼っているところが多いということで、福田委員からもおっしゃったように、地球環境とかそういう観点からも、なかなかとうもろこしとかサトウキビなんかの輸入が難しい状況になっていると。

それで今、食料というとらえ方より、エネルギー源みたいな形でとらえられて、非常に重要に考えられているので、輸入をどんどんできるものかどうか、一般消費者としてはその辺も不安に思うんですけど、そういう意味で、平成 27 年に飼料全体を 35% ぐらいの自給率に上げたいというお話があったんですが、いろいろ事情を知らない者としては、自給率を上げるにしても、もっと高い数値を目指した対策が必要なんじゃないかと思うんですね。

世界的な人口増加とか、中国、インドの生活のレベルが上がったとか、そういうことからいろいろ考えて、今までどおりの輸入体系では補えないような状況にあると思うんですね。

だからそういう意味で、主婦は「もったいない」という言葉は非常にわかりやすく、食料残さの問題にも関心があるんですけど、家庭のごみからも飼料にできるようなルートも、お考えになった方がいいんじゃないかと思うんですね。

現在、生ごみ処理機がありまして、それは家庭用の菜園の肥料とかになるんですけど、そういうところで飼料の方にも回せるような技術があるんじゃないかと私は思いますので、35% という数字じゃなく、もっともっと自給率が上がるような施策をお願いしたいと思います。

簡単ですけど、もっと言いたいことがあるんですが、以上です。

生源寺部会長 申しわけございません。

それでは堀江委員、どうぞ。

堀江委員 私、先ほども申し上げればよかったんですけども、皆さんからここ何年かの間に、「豚肉が大変おいしくなったね」という言葉が聞かれるわけです。これも豚の改良が進んだからでございまして、改良することによってお肉もおいしくなる、そしてまた生産コストも下がってくるということもございまして。

そういうことで今、豚の世界では、素豚になるものが今、三元豚と言いまして、大体がランドレース、大ヨークシャー、デロックという 3 つの交配によってできた肉豚が、ほぼ日本全国で流通しているお肉の素豚なんですね。

そのもとをつくるランドレース、大ヨークシャー、デロックは、1 つ 1 つの個体の種類なんですね。このものが原資になるというか、もとになる豚を改良していかないとおいしいお肉ができないわけですので、この育成確保が今、非常に難しくなっております。

各県、あるいは国でも、系統造成ということで育成をやってくれているわけございま

すけども、実際には足りないのが現状でございます。

今デュロックでは、国が作りました有名作柄につきましては、私どものところは非常に肉質も、お肉の味もすばらしいものでありまして、こういうものを国が雄だけでもいいから供給していただければ、非常にありがたいと思います。

そういうことで、私も種豚の生産をしておりますので、そういう面で都道府県で行っております雌の育成、あるいは雄については国が全部やるということで、やっていただければありがたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは福田委員、お待たせしました。

福田委員 2点ほど。1つは稲発酵粗飼料の問題ですけども、これは水田の利用にとっても非常に大事な問題ですし、最近では畜種を問わずといいたいでしょうか、畜産農家にも利用に理解がかなり進んできたと思っているんですが、やや生産の方にコスト意識が欠けているようなところがあるんじゃないかと。

つまりこれは、稲発酵粗飼料を普及させようという意図が働いているということもあるうかと思うんです。特に耕種農家の場合、そのバックボーンには当然、産地づくり交付金というものがありまして、これが実質的な収入になるということで、コストを少し度外視したような形での畜産農家への販売価格の設定があるように思います。

そういうふうなコストを反映しない形での、比較的畜産農家にとっては購入しやすいような価格、利用しやすいような形でいきますと、当然需要もふえてくるということで、私が最近あちこちに行くと、需要にこたえられないところが出てきているようですが、そこはもう一度コスト意識を持った方がいいんじゃないかという気がしております。

稲発酵粗飼料についてもう1点は、既にこういったものを利用して、生産物への効用といたいいいましょうか、飼料稲を使うことによる機能性といいたいいいましょうか、こういうことを少しいたい文句にしているところが出てき始めているようです。

ただ一方では、まだ利用に逡巡しているところもあるようでして、そこら辺のところの整理といいたいいいましょうか、もちろん科学的なデータがあるのであればそこをきちんと明示して、ホールクロップサイレージを使うことのメリットを、もっともっと普及させることも大事だろうと思いました。

それからもう1点は放牧の件で、これは先ほど向井委員でしたでしょうか、担い手の話がありましたけども、耕作放棄地だとか獣害防止というところから、これも私の最近の経

験でいきますと、耕種農家が新たに繁殖雌牛の放牧利用を始めるという、これは一種の耕畜連携といいましょうか、新規参入と言えるわけですが、この辺の芽が出てきたということ、もう少しそういった中山間地域とのエリアで拡大していく方策はとれないものだろうかという気がいたしておりましたので、この点について一言、情報ということでお伝えしておきます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか御発言を御希望される委員の方はおられますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは浅野委員以下、かなり多彩な御発言がございましたので、事務局の方でそれぞれお願いいたします。

本川畜産部長 まずエコフィードについて、神田委員、松木委員、ほかの皆様からもいろいろいただきました。きょうは1部しか手元にありませんので回覧という形でごらんをいただきましたが、このガイドラインなりを整理して、さらにこのガイドラインの中には残念ながら家庭用残さは原則として使っちゃいけないと書いてあるんです。

それはまたなぜかとか、畜産農家の方々の側のいろんな事情もありますので、その辺をガイドラインの成り立ちと、どのようなニーズでこのようなものができておるのか、それからどのように畜産農家サイドのニーズ、あるいは出す側のいろんな要請といった点を少し整理いたしまして、まさにこういう飼料価格が高騰している中で、エコフィードについて活発な御論議をいただくということは、全国にもいろいろ波及していいことだと思いますので、次回ちょっと整理をさせていただきまして、資料を提出させていただいた上で、いろいろと御論議をさせていただきたいと思います。この点は御容赦をさせていただきたいと思います。

それから浅野委員から、単価、諸条件を考慮して適切にと。これはまさにこの部会の本来の議論の業務でございます。3月8日を予定させていただいておりますが、それまで精査をさせていただいて、御提案をさせていただいて答申をお願いするようにしたいと思っております。

それからチーズへの配慮、日豪EPAの問題です。チーズの問題についてはまさに今申し上げたような、酪農関係の諸条件を判定する上で重要な考慮要素でございますので、この点については十分念頭に置いて対応したいと思っておりますし、日豪のEPAについては、我々畜産部としてはまさに委員のおっしゃるとおりだと思っております。衆参の農林水産委員会でも一定の御決議をいただいておりますので、こういうものを踏まえて対応し

てまいりたいと思っております。

それから、加藤さんからいただいたチーズのソフトランディングの話だとか、自給飼料の問題につきましても、今申し上げたような次回の委員会への議論に向けて、考慮する事項として念頭に置いてまいりたいと思っております。

それから、阿部先生からおっしゃっていただきました飼料の質の問題は十分に念頭に置いて、私どもとして今、自給飼料の率を高めるということで運動を進めております。その中で十分反映させていただきたいと思っております。

それから、向井委員からいただきました担い手への対応についてでございますが、これもまた別途、資料などでいろいろ御説明申し上げてもあれであります、新規参入の方々への対応でありますとか、いろいろと用意はしてございますので、改めて御紹介をさせていただきたいと思っております。

それから福田委員からございました、ホールクロップサイレージの問題、放牧の問題につきましても、今度の新しい耕畜連携事業でありますとか、そういうもので新年度、力を入れて進めていこうと思っております。

そういう中でコスト意識の問題に十分に反映させていきたいと思っておりますし、それから限界地における獣害対策なども考慮した大家畜放牧の有用性も、私どもとしていろいろと申し上げておるんですが、なかなか現地に届かない、御理解いただけないということでございます。ぜひいろんな対応の中で、参考にさせていただきながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 もう一度確認いたしますけども、委員の皆様からはよろしいでしょうか。

それでは時間をやや超過しておりますので、本日の会合につきましてはこれで終了したいと思います。

委員の皆様から随分いろいろ貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。

本日の部会の主な目的は、畜産をめぐる一般情勢に関する意見交換でございましたので、特に御議論について集約を行うことはいたしません。農林水産省におかれましては、委員各位の御意見を十分に踏まえて、今後の価格算定等の審議に最善を期していただきたいと思っております。

御発言が非常に多岐にわたっておりましたので、必ずしもそれに対応する形のコメント

が役所の方から行われていない部分もあったかと思いますが、その点も含めて今後の審議の、特に次回の審議に向けて最善を期していただきたいと思います。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。これで閉会いたします。

午後4時9分閉会